

茨城女子短期大学紀要

第 31 集 (2004 年)

＜目 次＞

1. 水郷詩人・飯島匡孝研究 小野 孝尚 1
2. 学校・保育園等における食中毒、O157 発生事態と学校保健・養護教諭の活動
- 消毒の活動とその条件 内山 源・中村 朋子 (1)

茨 城 女 子 短 期 大 学

31	茨女短大紀	No.31 P1 ～ 52	茨 城 2004
----	-------	---------------	----------

水郷詩人・飯島匡孝研究

キーワード 風土 水郷 民謡 霞ヶ浦 清らかさ

小野 孝尚

I 飯島匡孝素描

II 飯島匡孝略年譜

III 飯島匡孝詩年表

I 飯島匡孝素描

茨城県は海や山や湖に恵まれ自然が豊かで霞ヶ浦といった水郷をかかえているが、水辺に縁のある詩人は少ない。水郷の詩人として先ずその名が挙げられるのは飯島匡孝であろう。昭和初期に茨城詩壇に於いて活躍したその足跡には大きなものがあると考えられるので、当時の新聞等により又詩作品の代表作と思われるような作品を選出しながら以下年代を追って彼の生涯を資料から追体験して行くことにしたい。

飯島匡孝の水郷詩人としての名前が紙上に現れるのは昭和十三年三月八日の『いはらき』の「ぶんげい」欄「頃日雑記」に木村直祐が「水郷詩人飯島匡孝君には、二月下旬潮来にて会う機会を得た。あのはちきれさうな元気を詩の方へも割いて呉れる筈だ。」とあり更に三月十日の『い

はらき』新聞の「ぶんげい」欄「頃日雑記」には「いはらき詩壇の事」と題して「飯島匡孝君、関沢潤一郎君、など郷土の先輩も時々書いて呉れてはどうか。木村信吉君、加倉井真澄君などもさうだ。」とあることで、当時の茨城詩壇の状況のおおよそが把握出来るよう。

飯島匡孝は明治三十八（一九〇五）年十二月二十八日茨城県新治郡下大津村（前の出島村で現在の霞ヶ浦町）大字加茂十番地に父謙四郎、母まきの次男として生まれた。

故郷

其處には細い高い石段があつた。

赤い祠のお狐様が朝晩見下ろしていた、

暗いうちにくさかりに出かけてゆく男、

笹浸し網をあげにゆく漁師の頬かむり、

溢れる乳房を押さえて小走りに戻る若いお母さんを、

其處には森に続く幾つかの墓地があった。

苔むした石、新しい石、大小さまざまの墓石

破産した家をついで三人の子を育て

苦難、苦勞の連続で世をおはった

幸うすい老夫婦の墓もあった

まだ石も建てられない土饅頭のまゝで

其處には黒い瞳の美しい少女がいた

お下げに結んだりボンがとてよく似合って。

幾人もの男に想をかけられ乍ら

一番早く

遠くの土地へお嫁さんに行ってしまった

其處には白い雲が流れ

湖が光っていた

春には柳の芽が美しく

秋には葦原に風が鳴っていた

そして……

ひとり肉親と遠くはなれ住む男の

疲れた魂が時折散歩していた。

「故郷」は昭和三十六年三月三日に制作されたもので作者五十六歳の時の作品である。三年後の昭和三十九年六月二十八日発行の『週刊てんおん』

第四百九十五号に発表された。本文は原稿によるものであるが『週刊てんおん』に掲載されたものとは多少の異同があるがここでは触れない。

飯島匡孝の故郷は元の出島村川尻と言われた所で、生家の元々は、川尻川の霞ヶ浦河口近くで回船問屋を営んでいたが、台風の影響を受けて船が沈没してしまいその後家が傾いてしまった。母のまきは病弱な長男総兵衛にかかりつきの為に次男の匡孝は祖母まさの手によって育てられた。祖母のまきは男勝りで、家を切り盛りする傍ら孫たちを可愛がり、昔話や民話や伝説等良く語ってくれていたということである。飯島匡孝の詩作品の中にも度々祖母から聞いた話が登場している。

「故郷」では始めに古里の湖畔の村の風景を写し、見晴らしの良い高台にある赤い祠のお稲荷様を登場させる。そして草刈りに行く男や網を上げに出る老夫婦や健康そうな若妻を描いて作品を起こす。実家の稼業のことや、今ではもう亡くなってしまった両親の高台の森に続く墓のことを述べ、更に少年時代への回想となり「黒い瞳の美しい少女」が出現する。この少女への憧憬は「人妻になっても／まだ子を生まない／あのひと」や「泣いて別れた／あの娘の顔が」（昭和五年）や「あの子はおよめに行つた由」（昭和六年）等の初期の作品に多く現れている。最終連では現実に戻り、高台から眺めた現在の風景を写す。白い雲と霞ヶ浦の光る湖の広大さの中に抱かれ、春には柳の新芽の美しさや、秋には葦原の葉擦れの音が心地好く鳴るのを聞いていた。そして……「ひとり」古里の湖畔の湾曲した川沿いの道を散策しながら疲れた心を癒している。

同時代に近くの佐賀村大字坂の豪農に生まれた夜雨門下の歌人折本左衛介がいる。折本は明治三十三年の生まれで、五歳年上であった。折本

家には四代前に飯島家から嫁いでおり、親戚筋であった。

大正十五（一九二六）年三月、茨城県立土浦中学校（現在の土浦第一高等学校）を卒業した。第二十五回の卒業生であった。四月には行方郡玉川尋常高等小学校の代用教員となり、昭和二（一九二七）年の五月には同校の准訓導となった。玉川小学校は生家のある川尻からは霞ヶ浦の対岸にあり、現在の玉造町にある。飯島匡孝にとって、ここから三十数年に亘る教員生活と詩作の人生がスタートしたのであった。

昭和五年四月二十四日の『いはらき』新聞に「水郷童話研究会」開催についての記事があり「香澄村尋常小学校に童話研究会を開催した。会員全部の他百餘名の出席。寺門主事幹事飯島匡孝氏の童話に関する講演あり盛会をきはめ現代地方児童のすさんだ思想状態の矯正に大いに参考材料となった。」とある。更に五月四日には潮来町地方教員会主催終身童話講習会が潮来小学校で行われる記事も掲載されている。

昭和六（一九三一）年四月四日上野の三宜亭で茨城の詩人の集いが行われた。「茨城四四会発会式」と新聞には記録されている。横瀬夜雨、野口雨情、大関五郎の三人が発起人となって開催されたもので、夜雨は病気のため不参加であったが、出席した主な詩人には清水橘村、多田不二、柳橋好雄、山口義孝、飯島匡孝、森田麦の秋、佐々木英、野口茂夫、山口斌、下条綾子、羽方輝江、関澤潤一郎、塙義幹、本澤浩二郎等がおり、今東光や風見章も出席している。

昭和六年八月十日の日付けのある「小曲 浜貝悲歌」を福島県小名浜町の雑誌『とまりび』第二号に発表した。全三連「浜の二日の／ひめごとを／貝こに書いて埋めませう／月見草咲く／舟かけの花よりあはき

／思い出に／／月夜の海よ／左様なら」叙情的な初期の習作的な作品と言えよう。

葉げいとう

葉げいとうを切つてくれたので
大事に下げてきたら
途中でしおれてしまった。

道端へ捨てるのも
もつたいないので
そのまゝ、持つて帰つた。

キレイなバケツへ入れてみたが
生きかへらなかつた。

バケツのまゝ、テーブルへかざつて
夜をながめたら
やつぱり
暖かい気持だつた。

昭和六年九月十三日の制作で、昭和七年二月六日の『常総新聞』に発表。更に同年の二月十三日の『いはらきタイムス』にも掲載された。山

村暮鳥や八木重吉風の作品で、作者の純粋な心と優しさや暖かさが滲み出ている。

きぬ川を憶ふ

きぬ川の
堤の草は
燃えぬらん。

ふるさとを
去りていくとせ
しみじみと
春べとなれば
偲ばるゝ。

かがやきて
流るゝ水に
いく度か
春を語りし。

たそがれの
土手を歩みて
川越しの

君が二階に
いく度か

吾が手を振りし。

かの君も
とつぎてみとせ
吾が恋も
水に流しつ。

下総の旅の一日に
流れゆく
雲をながめて
吾が思ひ
わびし。

しみじみと
春べとなれば
しのばるゝ

きぬ川の
堤の葦は
燃えぬらん。

本文は自筆の原稿によるもので、昭和六年四月三日の日付けが入って

いる。二十六歳の若き日の習作。春休みの一日を鬼怒川のほとりを旅し旅情に思いを託している。モチーフは淡い初恋の思いの「黒い瞳の美しい少女」であったかも知れない。

昭和七年一月十日『常総新聞』によると「春季歌話会」が七日水戸の好文亭に開催され、匡孝はこの会に参加している。紙上に「腰かけた石のつめたさが身にしみてひっそりとして自分をかへりみる」一首が掲載されている。

昭和七年一月三十一日『いはらき』新聞に「篠原豊洲氏のことども」の追悼文を寄稿した。当時鉾田実科高等学校校長篠原憲之介は「大洗音頭」を始めとして民謡詩人として、俚謡正調の豊洲として活躍していた。お互いに励まし合い詩作に励んだ仲であり、友情の籠った追悼文を書いている。

昭和七年一月十三日『いはらき』新聞に「土浦歌会詠草」欄互選歌詠草に「板の橋いくつかくぐる加藤洲の字をめぐるて菜の花ざかり」が掲載されている。この頃であろうか、年月日不明であるが「いはらき歌壇新年歌会の記」に選者土屋文明の選で「『可愛がつてやつて下さいあばずれにならないうちに』立ち上り乍云ふ姐さんの眼がしんみりとする」が掲載されている。この新年歌会は五日に弘道館で開催されており、大高富久太郎の名も見える。

ピリオドの長い客間

藤椅子に月の滴がたまつて

海の音は青。

グラスをコーヒータ碗にかへた女は
ピリオドが長い。

なんで秋の夜は長いんでせう！

女は潮鳴りに
わずかなノスタルジーを溶かす。

冷えたコーヒータ碗の白に

女は時刻表を描き

男はカーテンを赤にとりかへなかつた焦燥を灰皿に埋葬する。

遺稿集によると昭和七年『波紋』に掲載されたところ。自筆原稿によると昭和七年九月二十八日とある。本文の表記が若干異なっている部分や、一部については行変えもあるが大きな異同は無い。

昭和七年の夏の終わり頃であろう。恩師中野正太先生の住いである福島県四ツ倉を訪ねて宿泊し、初秋の海を満喫する。海や海辺や波等に関する作品の成立背景はこの四ツ倉海岸にあるのではないかと考えられる。文章の終わりに用いる符号を題名に使用し終わりにする（なる）時間の長さを表現する。視覚を中心とした捕らえ方で色彩豊かに表現している。女性はコーヒータ碗に郷愁の思いを溶かす。

昭和七年の詩作状況の中で左記の作品は特に作者にとって重要視はしていないものと思われるが記録して置くことにしたい。

七月二十一日 忘れて居たもの

九月六日 (海、雲、星) のぞくもの

九月十八日 未亡人の秋

九月十八日 女と秋風と

九月二十日 高原の魔術師

十二月一日 (心の化粧) 心を化粧する

十二月一日 冬の点景

十二月十三日 海辺のローマンチスト

不明 無題

不明 秋風は肩に重く (『波紋』十二月号)

不明 鎖の埋葬 (『潮来』創刊号)

産室の幻想

産室の窓は夜。

シーツの上に黒髪をうかべて

女は海洋を思ふ。

ヨットの舷側に波がくだけて

月は宮殿から逸送する。

月を追ふて三角の赤い帆は

帆柱との接吻を忘れる。

雨雲が低く垂れ

ちぎれ、飛んで

奔騰する濤

電光！

女は枕をあげて腹部をなでてみる。

遺稿集によると昭和七年『湖影』に掲載されたところ。自筆原稿によると昭和七(一九三二)年九月三日に制作されたことが記録されている。昭和八年三月に須田雷之助、とうの二女ミイと結婚して住いを牛堀に定めている。妻のミイは当時としては珍しい働く女性であり、助産婦であった。「須田産婆」の名で近在では評判であった。

次も同じ頃の作品であろうと思われる。

作品

子供を生みに来た女は

朝のサラダに思ひ出をさがす。

解き放した黒髪は

海藻の模様を肩に描き

持てあました肉体を海底の

シーツに横たえる。

病院の窓は海の青さに飽和し

女は海峡の町にヨットの帆柱をかぞえ始める。

列車のクツシヨンが

ソノリームの廊下にゆれ

やはらかい生きものを抱いた

若い夫は

しみじみとはじめての作品の精緻に

朝を呼吸した。

草稿は二部あるが、古い原稿には『いばらきタイムス』十二月号へ発

表とあり、新しい原稿には『潮影』正月号原稿とある。裏には詩「作品」―

潮影社へ送稿・随筆「潮来から」(一)―波紋社へ送稿・詩「心を化粧する」

「冬の点景」―茨城タイムス社へ送稿・詩「海辺のローマンチスト」―

詩線社へ送稿とメモ書きされているので昭和七年の十二月のことと思われる。新しい生命の誕生を巧みな表現で表している。

昭和八年一月十日『詩線』(編集発行水戸市桜井薫)に「海辺のローマンチスト」を発表する。「海辺のローマンチスト」は原稿によると昭

和七年十二月十三日に制作したものである。『詩線』は当時中学生であった高倉隆英、加倉井真澄等が発行した文学リーフレット。

昭和八年八月十五、六日野口雨情と富岡如夢が霞ヶ浦、潮来、鹿島に遊び飯島匡孝は案内役を務めた。この時飯島匡孝は「天王崎小唄」を作り原稿の言葉書きに「野口雨情先生におくる」と書いている。

秋風は肩に重く

霧の奥に月は

光を溶かし

這松のかげに

女は足跡をかぞへる。

しっとりとしめった肩に

秋は流れて

海へ下りる道は白い。

高台の洋館は主を待つて

二階のスタンドは

海鳴りに沈黙する。

摘んだ這松の葉が

掌に痛く

女は白い道に

秋の影をさがしあぐむ。

（昭和七年『波紋』）

遺稿集には昭和七年『波紋』に掲載され『茨城近代文学選集・』（昭和

五十二年二月十日 常陽新聞社）に再録されたところ。原稿によると題名は「秋風は肩に重い」であったものを現在のものに訂正している。

この詩はデフォルメされた作品であり、海が背景にあり、女性も出現し、詩風及び題材も異なった変化した作品であり、昭和七年代に多い作風である。作品の成立背景は四ッ倉の海岸での思い出にあらうと思われる。

昭和七年十二月二十二日『いはらき』新聞の「文芸雑話」欄には『波紋』十二月号に津川公治「茨城詩壇の今昔」澤ゆき・飯島匡孝『湖影』三号に飯島匡孝『潮来』一号に佐藤惣之助・松村又一・津川公治・飯島匡孝・関澤潤一郎の名前が掲載されている。

水村初夏

かはず鳴く

利根の川原に

風立ちて

真菰草

葉鳴りさやけし。

月いまだ

あがらぬ水の面

ほの明く

渡し呼ぶ

声の遠しも。

水の郷

恋ひて来つるよ

吾が思ひ

満ちたりしごと

風に唄はん。

水郷詩人らしい飯島匡孝の初期の代表的な作品の一つである。昭和八（一九三三）年六月六日に制作され、昭和十二年七月二十五日発行の『茨城学芸新報』第二十九号に発表された。原稿によると、始めの題名は「風に寄せる」であったが現題名に訂正している。水郷潮来牛堀の水明荘近くの夕景の水郷を各連ともに聴覚を主とした感性によって優しく丁寧に充分に推敲されて表現している。詩人の心の豊かさと満ち足りた結婚生活を送ることを表しているものがある。

昭和八年十一月二日の『いはらき』新聞の郷土紹介号に「地方文化の源泉地 潮来地方教育部の陣容」の延方小学校欄に「茨城教育その他で活躍してゐる詩人飯島匡孝氏は同校に教鞭を取って居る新進教育者として囑望されている。」と特別に一項目を当て紹介されている。

水の牛堀

葦の枯花

カサコソ鳴つて

富士の左に

西日が落ちる

むぐれむぐつちよ

もう日がくれる

夜半にや浮巢に

霜も置こ

黄れて西浦

西風吹くか

越えて葦やら

波の音

水の牛堀

日暮れりや寒い

風に潮来の

灯も遠い

昭和九年一月六日に制作されたもので、『民謡雑誌』二月号に掲載された。原題名は「牛堀」であった。本文の異同について最終連三行目は「花の潮来の（潮来くるわの）」とあったものを「風に」と書き加えている。牛堀に住居を定め新婚生活の落ち着いた生活の中から生まれた作品であろう。水郷詩人に相応しい作品である。

鳴らないピアノ

若い建築師は

洋館を新築する

海鳴りをきく二階のピアノは鳴らない

テラスの籐椅子に

新婚の妻は髪をなぶらせて

鳴らないピアノを考へる

岬の灯台が船を呼びはじめる

二階のピアノは鳴らない

若い建築師は

今夜も大股に

下の町へ靴を鳴らす

昭和九年一月十二日の『いはらき』新聞文芸欄の「茨城詩壇」に掲載

された作品であるが、自筆原稿によると昭和七年六月二十三日に制作されたとある。後に常陽新聞社の『茨城近代文学選集・』（昭和五十三年二月十日）に収録された。

那珂川堤

…富岡如夢氏におくる…

秋が来たかよ

那珂川堤

山の向ふの

あの雲も

なにをさがそと

那珂川堤

昔うづめた

思ひ出か

すゝき穂に出よ

乙女の恋も

はぜよ草の実

胸の火も

雲をうつして

流れる水に

秋が来たよな

この堤

昭和九年九月十四日の『いはらき』新聞に掲載された。巻末に「八、八、於水戸」とあるので水戸での制作であろう。この時のことであると思われる「那珂川河畔にて 二題」は「雲がとんである／河の中にも雲がとんである／雲がとんで／河原の草に／風が吹いて／そして／秋が来るのか?」「河原の／草の穂を抜いて／掌の青さを嗅いで／草に寝ると／しみじみと／高い空だ!」とあることで、流れる雲や空の高さから秋の到来を予告している。富岡如夢は大正元年末に横瀬夜雨が『いはらき』新聞上の「木星」を興すにあたって新聞社側から記者として担当した。

風と雲と

風が吹いてゆく

砂山を越え

すゝきの穂をゆすり

山にこもつた松風の中に

暮鳥の碑が白い

足跡がのこつて居はしないか
そこらの細道から

ヒヨツコリ出て来はしないか

暮鳥は生きて居る

この風の中に

暮鳥は生きて居る

海に向ふの雲の中に

本文は、昭和九年十二月二十五日の日付けの原稿によるが「茨城タイムス二月号へ送稿」とある。昭和九年十二月十一日の『いはらき』新聞に山村暮鳥の十年忌の記事が掲載されている。追悼会は九日午後一時より武徳殿で開かれ、二十二名が参加した。この時の寄せ書きの写真も掲載されており、そこには飯島匡孝の名前も見える。

かいつむり

さえた月影

西風止んで

霜が下りたる

葦のかげ

風の名残か

真孤の葉鳴り

寝たか霜夜の

かいつむり

昭和十年三月十五日の『いはらき』新聞に「水辺の春」と共に掲載された。原稿によると「かいつむり」は「かいつぶり」であった。よく水に潜る小形の鳥で巢は水面に浮かんでいる。初めの一行は「さゆる月影」であったものを現在のものに訂正している。制作されたのは昭和八年十二月二十四日であった。

昭和十年十月十三日の『いはらき』新聞に二回に互って木村真祐は「潮来節について」の成立事情等を書いているが、「その二」では「潮来には関澤潤一郎氏、飯島匡孝氏などの民謡詩人がおります。それ等の人達によつて、潮来節を語つて頂くことが出来たならば結構なことは願つております。」と書き「潮来節」を啓発している。同じ年の十二月四日には同紙に木村真祐は「潮来出島…その他」を掲載し「野口雨情は別として、郷土が生んだ民謡詩人に、大関五郎、荒井星花、大島居金一郎、鐸木孝、山口義孝、関澤潤一郎、飯島匡孝の諸氏があり、小森盛氏時に民謡にその非凡の才をみせている。」と当時の茨城の民謡の実情と状況を書いている。

昭和十一年十一月一日の『詩壇新聞』（発行高松市河西新太郎）に「女・満たされざるビリオド」を発表。生田花世も「梯子―此頃の感想」を掲載している。

昭和十二年八月三日、四日の『常総新聞』に〈潮来から〉と題して「短

唱一つ」「水村初夏」「潤一郎君の紛失」「山の唄と水の唄」〈下〉とし、四日には「水の花嫁」を掲載。潤一郎君は民謡詩人の関澤潤一郎。

法灯の光りに

赤々と灯ゆれて

天井高く飾金は輝く

奥深き堂宇のすみにかぐろくも闇ぞ残れる。

いのりの声御堂に満ちて

あなたうと

御仏のおんまなざしや

首垂るゝ。

いく千年輝き消えぬ

法の教に

苦難の世、人と生まれて

今日の日ぞ

此所にすはる。

手を合わせ

首をたれて

我が心安らなり。

巻末に昭和十二年十二月十九日に制作されたと書かれている。比叡山延暦寺根本中堂を参拝された時の作品である。厳肅な堂内の様子につい

て視聴覚を巧みに用いた表現技法で導入している。題名の始めは「法灯の灯に」であった。伝教大師最澄の教えをシンボル化されたもので不滅の法灯として今日にも永く受け継がれている。「法の教え」とは伝教大師の「あきらけく後の仏のみ世までも光つたへよ法のともし火」を踏まえたフレーズとなっている。法華経の慈悲の精神を教えたものであり、作者の心の安らぎが見てとれる。

昭和十四年一月二十六日の『いはらき』新聞に木村信吉は「茨城詩壇の現状」について述べておられるが、「水郷、潮来には新人としてはあまりにも舊い飯島匡孝氏が教鞭を執りながら民謡を精進している。」と書き、昭和十四年当初の茨城の詩人たちの活躍されている状況を示している。

昭和十四年二月十七日の『常総新聞』に〈水明莊雑誌〉と題して飯島匡孝は次の項目に分けて書いている。「一本の花」「コップ酒」「暮鳥会」と書き、「暮鳥の碑」と題した二十行に互る詩を書いている。同じく飯島匡孝は、この新聞に「関澤潤一郎君の近業『潮来』に就いて」と題して水郷潮来が生んだ詩人の民謡集についての紹介文を書いている。

津川公治の個人雑誌『桃源』（昭和十四年三月二十五日発行 第三十六号）の巻頭に小川芋銭の追悼墓参歌会の追悼歌が掲載されており、飯島の作は「子等二人みいくさにおくりねむりたる大さ聖の心おもほゆ」とある。「桃源雑誌」によると「十九日牛久の草汁庵に歌会を催した」とある。

昭和十五年五月二十六日の『いはらき』新聞に〈潮来から〉と題して「木村真祐氏におくる」「周山先生」「大鳥居さん」「粕谷の雑木林」「短唱一つ」

を書いている。木村真祐は明治三十四年猿島郡沓掛村に生まれ、水戸に出て古書店を経営。昭和十年代に『茨城風景』を刊行したり、『いはらき』新聞の茨城詩壇の選者をしたりした。詩集には『神・人・けもの』等がある。周山先生は飛田周山。大鳥居さんは金一郎で潮来に住んだこともある。粕谷の雑木林については徳富健次郎婦人愛子の水郷行脚の希望について書かれたものであった。

昭和十五年十月二十日発行の『茨城風景』第三巻第四号に飯島匡孝は「水辺の風」と題して「昨年は夏の末から秋にかけて、土浦、筑波、佐倉、三里塚と比較的気楽な旅をして帰りはしたが、さしたる作品の収穫はなく、書斎にくつろいでからは一抹の淋しさを覚えさせられた。今年はまだ既に八月も末、これぞという作品も生み出せず、仕事に追われているとは云へ、仕事そのものはこの非常時国家に一日もゆるがせに出来ない一面の仕事であることには誇りを持つことが出来る。要はこの仕事の間に如何にして良い作品を生むか、如何にして自分を芸術園の中に充実した結実をさせるかにある。」としている。そして「水辺に風立てばしきりと人が恋しい。関澤、木村、津川、柳橋、荒井氏と数へてくる」と久しくも会わぬ人ばかり。よしや杯をあげずとも、真菰の風に一晚を語りたい。」とも書いている。津川は公治で明治三十五年十二月十一日に水戸市新町に生まれる。『いはらき』新聞の記者となり、晩年の山村暮鳥から強い影響を受ける。愛書家であり、その蔵書は石岡市の石岡愛育協会の常陸郷土史料館蔵による「津川文庫目録」（昭和三十九年十二月十一日）がある。

飯島匡孝の手作りによる詩集『水明』は最後のページの日付に昭和

二十年十一月十五日とあるので、この頃の作品を集めて詩集の出版を考えていたものであろうか。詩集『水明』に収録された作品についての詳しくは後程として、先ずここではその中の一編の作品を取り上げること

十六鳥

＼取手の宮崎みのるへ＼

延織る

島の娘の赤き帯

日溜りの納屋の前なり

西の風納りて

島の冬枯れ

蘭篠たり

高く 高く

はるかなる空

一すじに渡る鳥あり

真菰枯れ

葦も枯れて

鳥鳴かず

昼の月

ひとり淋しぬ。

この詩が制作された日付けについての詳しくは不明であるが、この前の作品は『茨城教育』五月号へ発表ズミとあり、更にその前の作品の巻末には昭和十九年早春二月とあることから、その年の秋の頃の作品であろうと推測される。問題なのは言葉書きの所であるが取手の宮崎稔の名前が書かれていることである。宮崎稔は明治三十四年に取手町に生まれ早くから詩を作っており高村光太郎を訪ねていた。光太郎の紹介で智恵子の姪の春子を知り結婚している。雑誌『歷程』の八木重吉や宮沢賢治を愛読した詩人であった。飯島匡孝との交流や関わりについての調査は今後の課題と言えよう。

手作りによる未刊の詩集『水明』は、当初から出版を意識したものでは無かったように思われる。戦時中のことで、原稿用紙に書くこともできないので、持ち運びや、扱いに便利な創作ノートとしたものではないかと考えられる。一冊の詩集としてまとめたものでは無く順次年月を追って書きためたものと考えられる。

収録されている作品の題名は次の様である。

しめた雨戸を

兄サ征てから

刈つて束ねりや

『カツコウ』

四角な窓

女

子供

リンゴ

こほろぎ

菜の花畑

雲

五浦の松籟（昭和十九年早春二月五浦に赴きて作なり）

戦争がゆく（茨城教育五月号へ発表ズミ）

十六島ー取手の宮崎みのるへー

釣りのうた

月夜の雁

お甘藷（昭和二十年十一月十五日）

民謡と詩とが入り交じった十七編の作品が収録されている。後半には約三分の一程のスペースが残されているので、順次年月順に書き加えながらまとめて行こうとして書かれたものと推察する。

年月が明確に記入されている作品は「五浦の松籟」の昭和十九年二月と「お甘藷」の昭和二十年十一月十五日の二作品のみであるが、本文の内容上から見た場合「リンゴ」には、五歳と八歳の二人の娘が登場し、あるいは季節を表現している言葉等から作品の成立年月を絞り込むことは可能なことである。

集中の「こほろぎ」について見て行きたい。

こほろぎ

月澄みて

さやかなる夜を

さやかにも

鳴くは

こほろぎ

かそけくも

さやかなる音よ

秋の夜は

心ひそめて

さくべかり

さやけくも

かそかなる。

昭和十八年の秋頃の作品であろう。作者三十八歳の時に書かれた作品
と思われる。

月影がさやかな夜に鳴くこほろぎの音が冴えて良く聞こえてくる。

巧みにレトリック・修辭法を活用している。同語反復、類語反復、リ
フレイン等をあげることが出来る。

追想の鈴

野茨の匂ふ小道を曲がつて

フト 蹴つまづいた足が

追想の扉の鈴を引く

いくつかの歴史の階段が

それぞれに間違いであつたといふのか？

右にも

左にも

さいなみの視線がするどい矢をみがき

解けかゝった帯の先が

今日も思想の残骸を引きづってくる

生きることのけはしさを

寂寥の淵に投げ棄て

耳を掩ひ、目をふさいで

逃避の住家をまさぐる心に

かすかに遠い

鈴の音が聞こえる

すべてのいとなみの暗黒を

矛盾にゆがんだ蒼白い冷たい顔を

見定め難い過去のやせた足跡を

海濱の砂に埋める心の甘さを嘲ふ聲

五月の風に乗る

白い野茨の匂ひ

うすばやけた

真昼の三角の月

今！

追想の鈴を投げつける

昭和二十二年六月三日の制作。本文は創作ノート（二冊あり、昭和二十二年四月六日から昭和二十四年四月四日までの間での制作年月日が記入されている。ほぼ制作した年月日順には並んではいるが、一部そうで無い部分もある。）から転載したが、本文は遺稿集にも収録されている。戦後間もない頃の作品である。作品のベースには野茨の花が咲いている状況を写しているが、その表現する心には戦争という辛く苦しい体験を通し教育者としての有様を自分自身に再度問い掛け責め、過去からの逃避と一変してしまった社会への同調が窺える。

よしきりすゞめ

沼も堤も

葦原こめて

もやの中から

よしきり ホイ

日がな 一日

葦から葦へ

とんで止まって

よしきり ホイ

明日は雨かよ

いわし雲長い

筑波かくれて

よしきり ホイ

沼の日暮れは

たゞ鳴るばかり

鳴るは葦原

よしきり ホイ

昭和三十七年六月九日に制作し、後の昭和三十九年八月二日発行の『週刊てんおん』五百号記念号に掲載され、作曲中村かおる氏とある。更に『原始林』（昭和五十一年（一九七六年）四月三十日）第三集にも再録されている。原題名は「よしきり（すゞめ）」であった。二連一行は「日なが日ねもす」

で三行は「たれを呼ぶのか」であつたがそれぞれ修正している。飯島匡孝民謡の代表作でもあり、自信作でもあつたであろう。七音を重ねて表現し、更に「よ」音をも重ねて大変にリズム感が良く心地好い響きがする。昭和三十三年（一九五八）年三月に行方郡八代村立八代小学校長を退職した。その後は牛堀町の公民館館長として又、保護司として社会教育に深く携わつた。青少年の育成にも尽力し、昭和四十三年（一九六八）年十一月に茨城県功労者として表彰され、日本善行会からも感謝状を受け、昭和五十一年（一九七六）年十一月には小平記念会から奨励賞を受けた。昭和四十九年（一九七四）年一月四日『新しいはらき』新聞に詩「大洗」を発表した。

昭和五十三年（一九七八）年三月十五日に肺癌の為に亡くなった。享年七十三歳であり、詩人の名に相応しい生涯を送られた。霞ヶ浦の湖水のほとりの村に生まれ湖水の対岸の村の教員となつて以来、潮来牛堀を生涯の地と定め、住いを「水明荘」と命名して名付けて清らかな水辺に親しみその生涯をも清らかに送られた。その生涯を振り返つた時に詩人は「私はいいい人に恵まれた。」「私はみなさんに育てていただいた。」が口癖のようであつた。自然と人を愛したアメリカの詩人ウォーキン・ミラーは詩人は詩を作る前に詩人らしく生きなければならぬと言うが、全く飯島匡孝の生き方や人柄を示した言葉であろう。匡孝の魂は大好きであつた霞ヶ浦を一望出来る高台に安住の地を得た。

精霊舟

風に真孤が鳴っている
北利根川のたそがれを
精霊舟が流れてく

迎火赤くはらからの
なごむまどいは短かくも
遠い祖先の魂祭り

水にうつたみあかしの
光にゆれる供え物
香の煙も白くして

動くともなく流れゆく
西方浄土黄泉の国
水の潮来の真孤舟

詩集『原始林』第三集茨城詩人作品集（昭和五十一年《一九七六》年四月三十日）に再録掲載された「精霊舟」を最後に掲げることにした。注記によると「この地方ではお盆がすむと千真孤を編んで舟をつくり、供物をのせて川に流す所謂盆舟の風習があり、水郷の一風物詩である。」と書いている。飯島匡孝は出島村川尻といった霞ヶ浦のほとりに生まれ、

その周縁の地に暮らし教育と詩作に情熱を傾け人との出会いを大切に
して我が心を見つめ詩人らしく清らかさを信条として生きた。潮来牛堀を
終焉の地としたその生涯は、住いであつた水明荘の名の如く全く清らか
な人生であつた。

本稿執筆に当り、飯島耕作・孝子先生御夫妻には貴重な資料を提供し
ていただき、その上飯島耕作先生にはお忙しい中を校閲していただきま
した。厚く御礼を申しあげます。更に末筆ですが茨城女子短期大学教授・
専攻科長の上田忠義先生にも御指導をいただき、資料の提供に預かりま
した。記して厚く御礼を申しあげます。

Ⅱ 飯島匡孝略年譜

〔飯島匡孝遺稿集〕昭和五十四年発行・
飯島耕作編略年譜を参照して作成)

一九〇六(明治三十八)年 一歳

十二月二十八日 謙四郎、まきの二男として新治郡下大津村(前の出
島村で、現在の霞ヶ浦町)大字加茂十番地に生まれ
る。

一九二六(大正十五)年 二十一歳

三月 県立土浦中学校(現在の土浦第一高等学校)を卒業する。

四月 行方郡玉川尋常高等小学校代用教員となる。

一九二七(昭和二)年 二十二歳

五月 行方郡玉川尋常高等小学校準訓導となる。

一九二八(昭和三)年 二十三歳

三月 行方郡延方尋常高等小学校準訓導となる。

一九三三(昭和八)年 二十八歳

三月 須田雷之助、とうの二女ミイと結婚し、牛堀に住居を定める。

一九三四(昭和九)年 二十九歳

六月 長女文江生まれる。

一九三八(昭和十三)年 三十三歳

三月 二女美代子生まれる。

一九四〇(昭和十五)年 三十五歳

六月 行方郡延方尋常高等小学校訓導となる。

八月 行方郡大和第三小学校訓導となる。

一九四四(昭和十九)年 三十九歳

六月 三女孝子生まれる。

一九四五(昭和二十)年 四十歳

三月 行方郡小高青年学校長となる。

一九四六(昭和二十一年) 四十一歳

三月 行方郡八代青年学校長となる。

一九四七昭和二十二)年 四十二歳

四月 行方郡津和村立津和第二小学校長となる。

一九四九(昭和二十四)年 四十四歳

三月 行方郡太田村立太田小学校長となる。

一九五二(昭和二十七年) 四十七歳

四月 行方郡八代村立八代小学校長となる。

一九五五（昭和三十）年 五十歳

七月 父謙四郎七十六歳にて死去。

一九五六（昭和三十一年）年 五十一歳

一月 母まき七十九歳にて死去。

一九五八（昭和三十三年）年 五十三歳

三月 行方郡八代村立八代小学校長を退職する。

四月 行方郡牛堀公民館副館長となる。

十一月 保護司を委嘱される。

一九六〇（昭和三十五年）年 五十五歳

四月 行方郡牛堀公民館長となる。

一九六一（昭和三十六）年 五十六歳

四月 麻生警察署より少年補導員を委嘱される。

一九六五（昭和四十）年 六十歳

七月 牛堀町青少年相談員を委嘱される。

一九六六（昭和四十一年）年 六十一歳

十月 全日本交通安全協会より「緑十字銅章」を受ける。

一九六七（昭和四十二年）年 六十二歳

七月 茨城県青少年問題協議会委員を委嘱される。

十一月 茨城県知事より県功労者として表彰される。

一九七二（昭和四十七）年 六十七歳

八月 妻ミイ死去（六十四歳）

一九七三（昭和四十八）年 六十八歳

五月 日本善行会より感謝状を受ける。

一九七四（昭和四十九）年 六十九歳

十月 調停委員に任命される。

一九七六（昭和五十二年）年 七十一歳

十一月 小平記念会より奨励賞を受ける。

一九七八（昭和五十三）年 七十三歳

三月十五日 死去。

Ⅲ 飯島匡孝詩年表

凡 例

★本表は飯島匡孝の詩作品についての著作一覧であるが、未定稿であり増補の必要がある。御教示を仰ぎ他日の補正を期したい。

★本表の基本とした資料は飯島匡孝本人の手になる自筆原稿によるものや、新聞や雑誌に掲載された作品を年月順に並べたものである。しかし原稿は総て残されたものでは無く、又新聞及び雑誌等に掲載されたものにも遺漏もあることと思われる。

★詩作品の制作年月日については自筆原稿の欄外に飯島匡孝自身による記録によるものである。

★遺稿集は飯島耕作編によるもので、一九八〇（昭和五十五）年に出版された。＊印の作品は遺稿集に収録されていることを意味するものである。

★備考欄には初行や同一作品が他の雑誌等に掲載されたものや、言葉書き、その他参考になることを記入している。『原始林』（第三集）は茨城の詩人たちの作品集であり一九七六（昭和五十一）年に刊行された。

飯島匡孝詩年表					
題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
きぬ川を憶ふ	1931.04.03				
潮来短唱	1931.04.26	茨城詩歌	創刊号		
短唱 ニツ	1931.05.19	茨城タイムス	1932.03.17		
海鳴り	1931.07.25	常総新聞	1931.10.10		砂に寝て
天王ばやし	1931.08.03				
沖宿にて	1931.08.06				
浜貝悲歌	1931.08.10	とまり火	第二号		小名浜町から刊行
かもめ鳥	1931.08.16				
丘に咲く花	1931.08.16				
「メクラとチンパ」を読んだ晩	1931.08.18	常総新聞	1932.02.11		
月	1931.08.18	常総新聞	1932.02.08		
猫	1931.08.18				
子供が二人	1931.08.27	常総新聞	1931.10.10		
関澤潤一郎君の妹	1931.08.28				
産室の幻想	1931.09.03	湖影	1932		
子供	1931.09.10	常総新聞	1932.02.08		
十六娘	1931.09.10				
小さい女	1931.09.13	常総新聞	1931.10.10		
葉がいとう	1931.09.13	常総新聞	1932.02.06		茨城タイムズ 1932.2.13
ゆんべの雨	1931.09.15				
ムグチヨの鬼ごっこ	1931.09.18				
バケツの音	1931.09.28	常総新聞	1932.02.14		
また	1931.09.28	常総新聞	1932.02.14		
短唱	1931.09.28	茨城タイムス	1932.04.20		胡蝶に
病床吟	1931.09.28				
この風は痛い	1931.10.15	常総新聞	1932.02.06		
月夜の田圃	1931.10.29	茨城タイムス	1932.02.25		
風に吹かれて	1931.11.15	常総新聞	1932.02.06		
豆腐屋のくる頃	1931.11.15	茨城タイムス	1932.03.07		
梧桐	1931.12.03	茨城タイムス	1932.02.01		
栈橋	1931.12.03				
菜の花	1931.12.07				
駄菓子	1931.12.14				
海鳴り	1931.12.25				夜中に
途上	1932.01.04				
島のくらしは	1932.01.18	いはらき新聞	1932.01.18	*	掲載日
女	1932.01.19				
水浴	1932.01.23	今日の文学六月号			
春	1932.01.23				三色すみれ
或る女の話	1932.03.02				

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
海	1932.03.08	今日の文学五月号			
カフェーによつたら	1932.04.01				
延方花見小唄	1932.04.08	常総新聞	1932.04.13		
菜の花小道	1932.04.25				
夜まわり人夫の話	1932.05.10				
性欲は？	1932.05.15				
声を聴く	1932.05.17	茨城タイムス	9 月		
お月さま	1932.05.20				
女を売る女	1932.05.20	いはらき新聞	1932.6		
五月	1932.05.20				5 行
潮来三章	1932.05.22				金時に
ハナムケ	1932.05.23	いはらき新聞			今日の文学九月号 再
赤き花の揺落	1932.05.28				
月夜の浜	1932.06.07				
真壁町	1932.06.15	いはらき新聞	11 月 9 日		ちまき十一月 再
鳴らないピアノ	1932.06.23	いはらき新聞	1934.01.12	*	茨城近代文学選集 再
忘れて居たもの	1932.07.21	湖影	第二号		
産室の幻想	1932.09.03	湖影	1932	*	
のぞくもの	1932.09.06				
女と秋風と	1932.09.16	いはらき新聞	1932.09.27		
未亡人の秋	1932.09.18				
高原の魔術師	1932.09.20	今日の文学	十一月号		
ピリオドの長い客間	1932.09.28	波紋	1932.09.28	*	
心を化粧する	1932.12.01	茨城タイムス	正月号	*	
冬の点景	1932.12.01	茨城タイムス	正月号		
海辺のローマンチスト	1933.01.15	詩線	1933.01.15		原稿二部有 / 掲載日
五月	1933.05.15	いはらき新聞	1933.06.13		8 行
月のある対話	1933.05.15	茨城タイムス	9 月		
村に帰つて	1933.08.03	ちまき	十一月号		いはらき新聞 / 11.9 再
浮島短唱	1933.08.15				
天王崎小唄	1933.08.15	山椒の実	10 月号		野口雨情先生におくる
水あそび	1933.08.15				
赤き花と月と	1933.08.25				
真菰紙すき工場の唄	1933.08.26				
秋風に寄す	1933.09.12	いはらき新聞	11 月 5 日		
妻よ	1933.09.23				
秋風	1933.10.15	茨城タイムス	1934.10.15		掲載日
秋のおまつり	1933.10.17	茨城教育	十二月号		
霞ヶ浦風物語の 1	1933.11.25	いはらき新聞	1933.12.13		高須の一本松
かいつぶり	1933.12.24	いはらき新聞	1935.03.15		さえた月影
潮来出島に	1933.12.25				

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
真菰刈り刈り	1933.12.29				
はぐれ鳥	1933.12.31				
水の牛堀	1934.01.16	民謡雑誌	二月号		
人生の夢遊病者	1934.01.24				
大根抜き	1934.01.24				
水辺の春	1934.01.24	いはらき新聞			
茶屋酒のんで	1934.02.15	民謡雑誌	1934.十一月号		
渡しの爺さん	1934.02.15				
春日小景	1934.02.18				
那珂堤	1934.08.08				富岡如夢氏に
那珂川堤	1934.09.14	いはらき新聞	1934.09.14		掲載日
コロツケの唄	1934.10.22	民謡雑誌	3月号		
風と雲と	1934.12.25	茨城タイムス	2月		
土浦の川口	1934.12.28	いはらき新聞	1934.01.24		
潮来のあやめ	1935.01.24				
麻生天王崎	1935.04.03	歌謡研究	11月11日		
吹けよ南風	1935.04.21	民謡雑誌	1936.一月号		歩崎船頭衆の唄
花咲く風	1936.04.01				十六島の男衆の唄へ
女・満たされざるどりオド	1936.11.01	詩壇新聞	1936.11.01		
滝浜音頭	1937.08.03				
法灯の光に	1937.12.19				
三里塚・佐原・眉・人見八町	1940.11.01	茨城風景			雲白く（S15）
お甘藷	1945.11.15				
子供の歴史	1946.01.01				
餅	1946.01.07				
ゆず湯	1946.12.05				
花開く	1947.01.21				
短唱	1947.04.06				葦の芽
短唱	1947.05.08				花は紫
追想の鈴	1947.06.03			*	
水ぐるま	1947.06.05				クルリ クルリ
卯の花月夜	1947.06.13				ふるさとに
短唱	1947.07.01				江間の
水ぐるま	1947.08.07			*	真菰そよいで
船路	1947.09.05				
みかん	1947.11.05			*	文江、美代子、孝子に
桃浦にて	1947.11.09				
大生野原	1947.11.15				
君が浜	1947.11.24				
ダルマ	1948.01.02				
リング	1948.01.08				美代子に

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
ロマンス	1948.04.08				
遠蛙	1948.04.13			*	
田舎道のバス	1949.04.01				
熱海	1958.06.05				
海を悼うという女	1959.12.25				
島のタニシが	1960.01.10				(S35)
神崎の森のからすが	1960.01.23	警泉	1961.05		
むぐつちよ ヨ	1960.02.10	警泉	1961.03		
二月の雨	1960.02.17		1960	*	
たにし鳴く雨	1960.03.07				
桃咲く丘	1960.03.08	警泉	1961.03		
田植すんだら	1960.04.28				
五月の風が	1960.05.03	警泉	1960.06		
朴の花	1960.05.25				
卯の花月夜	1960.06.15	警泉	1961.06		酒好きと
日暮れの川で	1960.07.07	警泉	1960.09		
三里塚	1960.07.25	警泉	1960.01	*	野の上に
秋の風	1960.08.09	警泉	1960.11		草にすわれば
秋の香の	1960.10.07	警泉	1961.01		
秋の風	1960.10.07	警泉	1961.11		すすきがゆれる
十六島の田圃道	1960.11.28	警泉	1964.07		
北国のある人に	1960.12.02				
冬の十六島	1960.12.04	警泉	1962.12		原始林 再
十二橋	1960.12.06				一つくぐって
十二橋の山茶花	1960.12.08				
師走の両国橋	1960.12.12				
のうぼっち	1960.12.28	警泉	1962.01	*	開拓部落は隣りが遠い
山茶花	1960.12.28				
与田浦まん中	1961.01.01	警泉	1961.01		
寒風に咳して	1961.01.07				上州前橋にて
黄の乱舞	1961.01.19			*	
花菜畑の	1961.01.21	警泉	1961.04	*	
菜の花田圃	1961.02.05	風人	1973.07.01	*	1 号
雨の田圃で	1961.02.11	警泉	1962.07		潮来出島の
芝を焼くなら	1961.02.25	警泉	1962.03	*	
はぐれ鳩鳥	1961.03.01	警泉	1961.09		
出島田圃も	1961.03.02	警泉	1963.04		
故郷	1961.03.03	週刊てんおん	1964.06.28		495 号
砂山の向うで	1961.03.11	警泉	1961.09		
甚兵衛渡し	1961.04.04				
真鶴岬	1961.04.05	警泉	1961.09		

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
泥んこ坊や	1961.04.05				
精霊舟	1961.04.24	警泉	1961. 盛夏号		てんおん 545/ 原始林 再
河の向うに	1961.04.26				
出穂の田圃で	1961.05.11	警泉	1961.09		
うつぎの花	1961.05.22	警泉	1962.05	*	
小諸にて	1961.05.22	週刊てんおん	1964.09.27		508 号 / 原始林 再
高崎観音山にて	1961.05.22				
十二橋	1961.06.25				湖を吹く風
よしきり	1961.07.11	警泉	1963.09		
秋の風	1961.09.11				秋の出水
いなさが吹けば	1961.10.14	警泉	1962.02	*	鎮守の森
雲近風とすすきと	1961.10.15	警泉	1962.11		
風に汐来の	1961.11.17				
菜の花田圃	1962.02.17	警泉	1962.05		うらうらと
初蛙	1962.03.06			*	
あやめの便り	1962.04.18				
川原のうた	1962.04.25				
梨の花	1962.04.28	警泉	1963.04	*	
水ぐるま	1962.05.15	警泉	1962.09	*	くるり くるり
岬の道	1962.06.08	警泉	1964.02		
よしきりすずめ	1962.06.09	週刊てんおん	1964.08.24	*	500 号 / 原始林 再 / 沼も堤も
真菰刈り	1962.07.19				
月夜の沼	1962.08.01	警泉	1963.08		
葦原	1962.08.04	警泉	1963.09		
師走の風	1962.08.12	警泉	1963.01		堤のかげに
箱根の秋	1962.08.21				
頬かむり寒い	1962.10.5				
木枯	1962.11.09			*	
山茶花の花	1962.11.17				
柚子風呂	1962.11.24	週刊てんおん	1965.12.26		573 号
のうぼつち	1962.12.2	週刊てんおん	1965.01		のうぼつち ぬくい
どこかで風が	1962.12.22	警泉	1963.03		
菜の花田圃	1963.01.20	警泉	1963.04		
渡舟わたれば	1963.02.10	警泉	1963.05		
もぐらがネ	1963.02.27	週刊てんおん	1966.03.13		584 号
花白酒	1963.03.17				
強羅早春	1963.03.25				
筑波かすんで	1963.04.09				草稿 初行
麦笛吹けば	1963.05.05	警泉	1963.07	*	原始林 再
海辺の窓	1963.05.16	警泉	1963.09	*	
ホーホー鳥	1963.05.16	週刊てんおん	1965.05.02		

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
海浜の孤愁	1963.06.03				
よしきりすずめ	1963.07.01	警泉	1964.07	*	渡し渡って逢いにきた
秋	1963.09.18				稲がキレイに刈られて
元日のうた	1963.10.01	警泉	1967.01.01		
お地藏さん	1963.10.12	風人			
秋	1963.10.24			*	揺れている
雲の楽書	1963.10.24				
霜の堤に	1964.01.07			*	
砂山越えて	1964.01.31			*	
うらの段々畑	1964.03.05	週刊てんおん	1966.03.27		586 号
こぶしのはな	1964.03.12				
冬近く	1964.03.29				
土浦川口にて	1964.04.05				
土浦にて	1964.04.05				
つばめきたとて	1964.04.05	週刊てんおん	1964.06.28		
青葉の狂宴	1964.04.12				
呼んでいるよな	1964.09.03	週刊てんおん	1965.06.13		545 号
蝗泣かせの	1964.10.25	週刊てんおん	1965.12.19		572 号
犬吠岬にて	1964.10.25				
庭をはいたら	1964.10.31				
帆曳舟へよせる唄	1964.11.13				
風がすぎてく、秋風が	1964.11.26	週刊てんおん	1964.12.06		518 号 / 原始林 再
桃咲く里	1965.02.27	週刊てんおん	1965.03.28		534 号
麦踏みすれば	1965.03.21	週刊てんおん	1965.03.21		533 号
とうみぎ畑に	1965.07.18	週刊てんおん	1965.09.05	*	557 号 / 原始林 再
夜店のとうみぎ	1965.07.18	週刊てんおん	1966.08.28		608 号
いたちが逃げた	1965.09.21	週刊てんおん	1965.10.10		原始林 再
帆曳き漁師は	1965.10.18	週刊てんおん	1965.11.14		567 号 (S40)
卵塔場のかげで	1965.12.27	週刊てんおん	1966.10.2		613 号 / 原始林 再
桃のつぼみが	1966.02.02	週刊てんおん	1966.03.20	*	585 号
春の風が通る	1966.02.10	週刊てんおん	1966.04.17		589 号
春の走り	1966.03.11	週刊てんおん	1966.04.10		588 号
七日七夜の	1966.04.02				
十六島のお遍路さん	1966.04.08	週刊てんおん	1966.06.12	*	597 号 / 原始林 再
田圃で蛙が見ていたよ	1966.04.15	週刊てんおん	1966.05.22	*	594 号
舟が通れば	1966.05.29	週刊てんおん	1966.09.18		611 号 1966.5.29-7.19
真菰やあらたに	1966.07.23	週刊てんおん	1966.09.25		612 号
どこの嫁だろ	1966.08.11	風人	1973.11	*	
秋はゆく	1966.09.13	週刊てんおん	1966.10.16		615 号
今夜は刈あげ	1966.10.05	週刊てんおん	1966.12.04		622 号
葦刈りすんだら	1967.01.16	週刊てんおん	1967.02.19	*	633 号

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
浮いた話に	1967.02.24				
須田誠太郎米寿の賀によせて	1967.08.10				
秋にや水藻も	1967.08.23	週刊てんおん	1967.09.03		661 号
十六島	1967.10.26	週刊てんおん	1967.11.05		670 号
のうぼつち	1967.11.10	週刊てんおん	1967.11.26		673 号
母さん、まあた	1967.11.16	週刊てんおん	1967.12.10		675 号
段々畑に	1968.04.02	週刊てんおん	1968.04.28	*	695 号 / 原始林 再
田植終れば	1968.04.29	週刊てんおん	1968.05.12		697 号
潮来出島につばめはきたが	1968.05.12	週刊てんおん	詩歌特集号	*	700 号
利根の河原で	1968.05.12	週刊てんおん	詩歌特集その二		701 号
渡瀬川のよしきり	1968.05.29				
たんぽぽ吹けば	1968.07.13			*	
とろみぎ畑に	1968.07.18	週刊てんおん	1968.09.10		713 号 / 原始林 再
月に落した	1968.08.14	週刊てんおん	1968.09.08		714 号
明日はヨイ返し	1968.09.12	週刊てんおん	1968.10.20		720 号
秋も終りの	1968.10.23	週刊てんおん	1968.11.17		724 号
山茶花散つて	1968.11.05	週刊てんおん	1968.12.01	*	726 号
里芋握つたら	1968.11.22	週刊てんおん	1968.12.22	*	729 号
湯気の奥から	1968.12.02	週刊てんおん	1969.02.02		735 号
おふくろ似なのか	1968.12.22	週刊てんおん	1969.02.02		735 号
いなさが吹けば	1969.01.12	週刊てんおん	1969.02.02	*	735 号 / 風は落ちてても
つもる活の	1969.01.30	週刊てんおん	1969.03.02		739 号
のうぼつちほどき	1969.02.13	週刊てんおん	1969.04.06		744 号
ひと雪ふらねば	1969.02.27	週刊てんおん	1969.04.06	*	744 号
雨が泣くのか	1969.03.03	週刊てんおん	1969.04.13	*	745 号
雨の田圃で	1969.03.17	週刊てんおん	1969.04.20		前の畑 / 原始林 再
ホーホー鳥のなく夜は	1969.04.08	週刊てんおん	1969.05.11	*	749 号
桐の花	1969.05.02	週刊てんおん	1969.06.22		755 号
願かけて	1969.06.01	週刊てんおん	1969.08	*	
年に一度の	1969.07.08	週刊てんおん	1969.08	*	
とうみぎ畑の葉が枯れた	1969.08.02				
秋の夜風の	1969.09.22				
利根の河原に	1969.10.21	週刊てんおん	1969.12.07		779 号 / 原始林 再
なんでついたか	1969.11.19	週刊てんおん	1970.02	*	
いなさが寒い	1970.01.24			*	(S45)
島のつばみが	1971.11.13	茨城タイムス	新年号	*	新しいはらき新聞・再
月夜の栗	1971.11.22				
葦原にて	1971.11.22			*	水戸日赤、妻の病頭にて
好いて好かれりや	1973.01.24				
いなさが吹けば	1973.02.17	風人 1 号	1973.07.01		筑波おろしの
姉のところに	1973.09.20				

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
大洗にて	1974.01.04	新しいばらき新聞	1974.01.04		掲載日
ポカ ポカ	1974.01.04	新しいばらき新聞	1974.01.04	*	掲載日
青い蘆やら風吹くばかり	1974.04.15	警泉			
筑波に霧が	1974.04.26			*	
去つたつばめ	1974.06.22				
真菰やあらたに	1974.08.30			*	真菰やあらが
せめて温くもろ	1975.01.20			*	(S50)
渡舟渡つて	1975.04.09			*	
お乳が寒い	1977.01.11				
春を待たずに	1977.01.11				
雨		学校と社会	1930	*	
からすが鳴けば		学校と社会	1930	*	
ノウボッチ		山椒の実	1931	*	原始林再
鎖の埋葬		潮来	1932 創刊号	*	
秋風は肩に重く		波紋	1932	*	茨城近代文学選集 再
心残れど		新民謡研究	1933	*	
雨の十六島		民謡雑誌	1934	*	
浮島小唄		民謡雑誌	1934	*	
枯芝焼けば		民謡雑誌	1934	*	
水村初夏		茨城学芸新聞	1936.07.25	*	
十六島の秋風		民謡読本	1936	*	
牛堀むすめ		民謡読本	1936	*	
旅のうた二つ		南茨城新聞	1937.11.01		佐原・三里塚
兄サ征てから			1944	*	
刈つて束ねりや			1944	*	
こほろぎ			1944	*	
五浦の松籟			1944.02		
出島の田圃		民謡読本	1946	*	
氷雨			1947.12	*	
こぶしの花			1964	*	
秋風賦		茨城学芸新聞	1967.01.01		
土堤の葦に芽		新しいばらき新聞	1973.01		
なにかよいこと		新しいばらき新聞	1973.01		
吹くな西風		新しいばらき新聞	1973.01		
潮来のつばくらめ		民謡雑誌	正月号		
出島田圃の		民謡雑誌	四号		
やくざ息子の		民謡雑誌	四号		
故郷を憶へば		民謡読本	五号		
戦争がゆく		茨城教育	五号		
春		茨城タイムス	6		街燈の白い
作品		茨城タイムス	12		湖影正月号 / 茨城近代文学選集 再

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
十二橋小唄					
十六島					宮崎みのるへ
秋の風吹きや					
潮来（一）					
潮来音頭					
潮来小唄					
潮来の雨					
卯の花くだし					かの子の唄へる
大きな手品					
女・感情の疲労					
女教師					
鹿島小唄					
鹿島出てから					
カツコウ					
雲					
子がらす					
作品					草稿原稿
佐倉宗吾					
四角な窓					
島の灯台					三浦岬にて
しめた雨戸を					
十六島					原始林 1976.4.30
傷心					
白い雲					
旅の女					
旅の日暮れは					三浦岬にて
短唱					水の潮来の
短唱					しめた雨戸を
短唱一つ					
短唱二つ					
短唱五ツ					
付州、沖の州の秋					
月夜の雁					
土浦川口					
釣のうた					
丁字の花					
東亜の星					
徳島田圃					
床屋の娘					
トンビ					
那珂川河畔にて					二題

題 名	制作年月日	初出誌（紙）名	発行年月日	遺稿集 1980 年	備 考
なつめ					
菜の花畑					
母讃歌					
ひいらぎの花					
飛行機を飛ばす男					
日立小唄					
ほんにほれたら					
三浦岬 三題					
水藻採取唄					
無題					しなびた
無題					男は
無題					なんでとんできた
リンゴ					五つと八つの
鹿島神宮に捧ぐるうた					
祭りの遠ばやし					草稿
厚い青草堤を埋めて					草稿 初行

学校・保育園等における食中毒、O157 発生事態と 学校保健・養護教諭の活動

－消毒の活動とその条件－

内山 源 中村 朋子※

キーワード

O157 発生事態、養護教諭、学校保健・消毒活動事実、概念・理論化

これまでに学校保健界も多くの感染症による緊急事態の経験を経ている。近年では赤痢、食中毒であり、病原性大腸菌 O157 の発生事態である。これらのすべてに養護教諭の活動事実がある。しかし、これらが分析、整理され概念化、理論化されたものはない。O157 の場合ですら学会誌の論文や学校保健の専門書・テキスト類は従来の伝統的バイオメディカルモデル型の「ばい菌探し」の衛生的内容のものばかりである。従って学校保健としての予防・対策のための「教訓」となるべき「活動の記録」の質的分析的研究が欠落し、概念化も理論構築も全く進展はみられない。当然、O157 発生事態への学校保健としての対応するアセスメント・評価も不可欠である。だが、評価理論研究も殆んど旧式のものばかりだから、アセスメントすら出来ないままに流されている。学校保健法の制度枠は現実の活動や体制にずれ、適合していない。キイパーソンは養護教諭である。「事前・予防、事中、事後」の活動の事実が「記述」「説明」されなくてはならない。ここではこれまでに学会発表をしたものの中、特に消毒に関する学校保健活動について述べた。

1 O157 発生事態と学校保健としての活動とその他の組織、条件との関連の問題

O157 食中毒と学校、学校保健とは理論的にも実践的にも無縁ではない。このようなことは常識的な認識であり、理解である。

だが、そうであるならば、その現実はどうであったろうか。

O157 問題が社会問題となり、マスコミを賑わし大騒ぎした状況の中で、学校保健はどのように積極的に関与し、貢献、寄与したであろうか。マスコミ情報の中では姿が殆ど見えない。影の存在であるかのように、である。

現場の実践を見ると、キイパーソンである養護教諭の働きはばらばらであるし、学校保健の共同組織体としての動き・学校保健委員会は、全く停止、「開店休業」のものが少なくない。

学校は、どのように対応したのであろうか。厚生省系統の保健所の活動は「伝染病予防法」(平成 10 年 10 月改正・公布)とか「食品衛生法」等に従って、その対象が学校であれ、企業であれ関係なくその「法的根拠」に基づいて動く。その実際は厳しい動きで指示し、権力、支配でもある。

学校はその対象の外にあるのではない。学校の中にもその筋の行政による活動が入ってくる。厚生行政による「届け出、消毒、衛生、隔離、避難」などである。

学校は学校保健法の筋だけを向いて動いていれば事が足りるわけではない。

①教育委員会、教育行政・管理側と、②保健所、厚生行政・管理側の 2 つの方向に向かって、その「連絡、報告、相談、調整、確認」等を行っていかなければならない。

その種の経験はこれまで国内の各地で得られている。筆者らはその中の「赤痢発生時」の学校、学校保健の対応とその問題について既に一部発表^{1, 2)}、報告した。

※) 茨城大学教育学部教育保健学科

学校保健は「食中毒や伝染病」の場合でも、なお「バイオメデカルモデル」の概念枠にとらわれ、1998年の時点でも、その改善、発展がみられない。

学校保健関係の商業誌にみる大家達の所論はむろんのこと、学会誌レベルの論文でも「学校や学校保健」との関連は殆どみられない^{3, 4)}。これでは学校保健の存在意義は何か、となってしまう。

学校保健として「何をやっているのか」「やっていること」はこれらの「食中毒」や「伝染病」の予防や対応、処理等にとってどれほど有用か、有効か、である。

O157は今、沈静化した。しかし、その直後の「消毒活動」はすさまじい。これは教育委員会側の行政指導によるものである。大量の薬品が購入され、過剰な消毒を行った。「天」から直下の降ってくる水塊のようなものである。そして「一過的」であり、であった。

ここでもこの過剰防衛・予防の状況に対して学校保健は理論的にも実践的にも対応し得ていない。「お上」からの指示・命令的な状況である。過剰だけではない、「ばらばら」であったのである。

現場の養護教諭は「変だ」「おかしい」「学校毎にばらばらである」「一体どうなっているのだろうか」と不安と不満を持ちながら、「仕事をサセラレテイル」のである。有効性、適切性、関連性、効率性等の問題である。(表1参照)

学校保健としての判断や意思決定といった「対応への主体性」がみられないのである。このよう

表1 学校保健活動の評価・「活性化」の観点・指標

1 学校保健活動の把握、現状認識、評価のための観点 (1)ルーチンとしての制度化、行事化された日常的な活動実施の有無、状態、水準の評価、活動の実施状況・実施率など (2)インシデンタルな事態の生起による対応、対策、対処活動の有無、状態、水準の評価 (3)発育・発達面の身体的、精神的、生活・行動的側面の問題の有無、状態、水準の評価、認知的側面・情感的側面・行動スキルの側面などのインバランス (4)一般的健康、安全に関する量的指標による評価 2 活性化の指標 (1)人、組織の(a)認識と理解、(b)意欲、態度、ニーズ(主体性、モラルなど)、(c)行動・実践の日常性の状態、水準 (2)活動(個人および集団)の状態 (a)連続性、(b)一貫性、(c)発展性、(d)協働性、(e)協調性、(f)組織性、(g)組織間の関係性、(h)明朗性、展望性、(i)現実の反映性、改善性などの状態、水準 (3)物、予算、施設・設備、教具、教育・学校保健活動関係機器など	
注) ① 日常に学校保健の実施は、学校保健法という法的根拠に支持され、全国的統一的に実施されている側面は高く評価されてよい。 ② しかし、その活動内容や領域別にみると、ルーチンとしての健康教育・教科保健の実施状況はきわめて低劣である。教科教育としての実施率は他教科を基準にすると問題外の状態にある。 ③ 外的事項との関係が大きい。担当教育の資質、能力や意欲とか教材等の内的事項の問題の外にある。法制の問題である。 ④ しかも、この外的事項の問題について大学教育・教員が研究対象におかず批判的改善のための研究怠っている状況にある。これも外的事項の問題である。例えば、予算、人事、職業倫理、ジェンダー枠、アドボカシー、コラボレーション等の問題である。 ⑤ 1-(1)の最大の問題は教科保健・授業の実施状況・活動の事実である。この低劣な状況を理論・研究面で放置し、教育行政面でも放任している事実の問題性についても早急に検討がすすめられなくてはならない。 ⑥ 養護教諭の保健授業担当の制度化、保健主事・主任制、スクールカウンセラーとの関連、有効性、評価等は表2の①～⑥で追究、検討が必要である。 ⑦ 1-(3)の行動面ではタバコ、アルコール、ドラッグ、STD、妊娠、中絶、不登校、精神保健、等は年々増加している。これらも内的事項だけでなく、外的事項も対象にしてヘルスプロモーションとしての改善が必要である。	

表2 学校保健、健康教育等の点検、評価の観点、方法

- ① Efficiency (有効性)「どれ位投入した『人』『モノ』『コト・時間』で安く健康・安全の目標を達成することが出来たか」
- ② Effectiveness (目標達成度)「健康、安全のための実施計画が結果として、計画目標をどれほど達成し得たか」「認知、情感、行動・スキルなどの多種、多様な目標の中でどれが、どれほど達成できたか」
- ③ Relevance (目標の適切・関連性)「実施計画は対象者、学校や社会の解決を迫られる必要な課題に対応したか」
- ④ Program impact (実施計画の影響性)「実施計画の中期的、長期的成果は得られたか」
- ⑤ Progress (実施計画の進捗度)「実施計画の活動の要因が『人』『モノ』『コト』において適切、有効に運ばれているか」
- ⑥その他に Health outcome evaluation, Cost-effectiveness analysis, Cost-benefit analysis などがある。

注) ①学校保健界、性教育界、教育界等では主に次の a) 診断的評価、b) 形成的評価、c) 集約的評価の「3種類」のみであるが、健康管理運営や行政を考えると上記の評価観点、指標との関連による実施が必要である。

②相対評価、絶対評価、相互評価、自己評価、授業評価、学校評価、カリキュラム評価、客観的評価等が日本国の3種類の他にありますが、表1の6の観点、基準とは別であり、その関係を認識、理解することが求められる。

③学校教育における評価の「柔構造化」特に相対評価の一般化による不当性、非公正性、不公平性、機械的算術的処理性を改善し、絶対的評価を導入することで柔構造化をすすめること。例えば音楽、美術、体育の絶対評価化、保健と体育の評価の分離など。

i) 1988年茨城県中学校保健体育科教員研修会資料

ii) 1992年茨城大学点検評価委員会資料

④今年から絶対評価が制度的に導入されたが、単純な絶対評価で占められている。子ども・学習者の評価にしても、教育、学校保健、健康教育等の評価にしても、①～⑥との関連で絶対評価の相対的評価も必要である。

な状況の中で、マスコミ・新聞等の論壇にその筋の専門家が解説・批判・提言等をあちこちで行っている。

しかし、ここでも「学校保健の姿」をみることは難しい。筆者らの小さな研究会でこれらについて学校保健としての論評をすると、若手の研究者から筆者は「論壇へ投稿してして下さい」「…すべきです」「責務ではないですか」とまでの「注文」を受けたりした。

それから1年(7年)ほどにもなる。まだ「出ない」のである。学校保健の研究者とかヘルスプロモーションの研究者として、これでよいのか、の切迫した状況である。

2 O157 発生時の対応と学校保健としての点検評価の方向、内容とその欠落

相も変わらず、「バイキン探し」の研究を学校保健の研究だ、として発表し、その指導や説明が行われている。「バイキン探し」は「バイオメデカル」概念枠っを負っている。これは正しい。だが、これだけでは足りない。学校保健が関与していないからである。では、どのように関連していないか、である。むろん、今回の当該校や地域で、実践が全く無関心であったというのではない。それぞれの地域でこの「インシデンタル」な学校保健の事態に、半ば動揺しながら、各々が対応している。

これらの対応は、学校保健の観点からみると、その独自性や主体性があったのか、どのように機能したのか、そうではなくて「厚生行政的」に、また「教育管理・行政的」に「サセラレタ」のか、を問わなくてはならない。アセスメントである。点検、評価はきちんと行っておかなければならない。それは実践場面は言うに及ばず肝腎の理論面の評価である。

このような考え方から筆者は、その観点、基準を表1にまとめて示してきた。ところが、学校保健の専門誌や、学会誌に見られる評価に関する論文にも、学校保健の専門書にみられる評価の記載

内容にも「記述や科学的説明」もない。あるのは、学校保健法等の「条文の解説・説明」である。これについては前掲^{4, 5)}の論文で「条文」と「現実事態と対応活動」の事実とのずれ、ギャップについて批評、補足した。「インシデンタル」な事態においては、保護者が学校へ注文、要請、文句、批判等をしかけてくる。隣接校の教職員からも相談、連絡、情報収集等がやってくる。教育関係者やマスコミからも雑音や要請等が入ってくる。

教育関係では教育委員会・教育長や係長等からの指示、連絡、情報、収集等である。

「誰」が「どのように」「判断」し「組織的意思決定」のもとに、学校保健としての活動となる。これがばらばらになっていることが少なくない。先に述べた通り、厚生行政関係からも、やってくる。これらの諸活動や組織体のあり方、構成、役割等については何の点検、評価研究成果もなければ「評価論」もない。1997年の時点でも学校保健の評価研究は空白部分を残したままである。

「インシデンタル」な事態に対する「内的事項」と「外的事項」の評価とその関係態についての評価である。対応のエビデンスである。

このように述べると、「それはとんでもない不勉強だ、誤認である」等の反論がくる。「しっかりと理論的に構成されている」というのだ。これらの特徴はなんであろうか。それは「学校保健のルーチン」が対象である。その枠内では評価の対象がていねいに把握されている。しかし、「インシデンタル」な事態はこれで対応できるか、となると問題は少なくない。それだけではない。評価の射程である。範囲もである。「短期」「中期」「長期」なのかも不明である。子ども・学習者の「発達の観点」を入れると、どうしても「長期」の評価が必要になる。むろん、点検・アセスメントも、である。(表2参照) 学校保健の評価はこれまでに多くふれてきたので、ここでは繰り返さず先に進めよう。

問題になるのは「バイオメダルモデル」に縛られた「対応活動」が学校保健か、ということである。

1) 学校保健と O157 との関連と問題点

表1に示すように、確かに日常的なルーチンとしての実施率や内容は優れている。世界で最高水準にあると言われてきたが、このような国は他に見あたらない。

しかし、表1の(2)や(4)について見ると問題は大きい。

さらに表1の(3)については論外の状況にある。自覚的な認識もないのが現状である。

1997年時点の学校保健関係誌に学校保健の問題として(4)の一部があげられている。例えば、子どもの「齲歯」率「視力」の低下、「体力」の低下である。

これでよいのであろうか。それどころではないのだ。性に関する中、高校生の行動はすさまじい。「援助交際」「テレクラ売春」「STD」など激増し、「望まぬ妊娠」「中絶」も大きな問題となっている。その他「タバコ」「アルコール」「ドラッグ」「いじめ」「おこもり」「孤立」「自殺」「交通事故」など、決して安心出来る状態ではない。逆の方向で増加している。アメリカでは、120万人の十代の妊娠／年(1980～1990年代)が、2000年に入る頃から減少し、98万人妊娠／年ほどまで落ちてきている。この傾向はタバコの方も、である。日本国は、改善、改革だとし乍ら、その逆の方向に動いている。学校保健研究界では、その改善への本質的根本的変革への動きすらみられていない。大きな運動となっている「教材づくり、授業づくり」のずれであり、限界である。

学校保健はこれらに対して、どう対応しているか、となる。

表1の(2)について、同じように見ると、これも問題は大きい。

その中の一つが O157 であり、赤痢の発生事態である。

学校保健として、これらのインシデンタルな事態にどのように対応したのか、しなかったのか、それはどうしてかの「記述」は全くない。同じように偶発的発生事態がどのように「説明」出来るのか、などの追究がなされていないまま長年に亘って「理論部」は「空白的状况」におかれている。

学校保健の専門書は少なくない。最新で、新しく出されたものもこの点ではそのままである。表 1 の②、④の対応が理論的にも実践的にも何ら、究明、構成されていない。概念化も理論構成の方向、発想も出されていないのが現実といってよい。

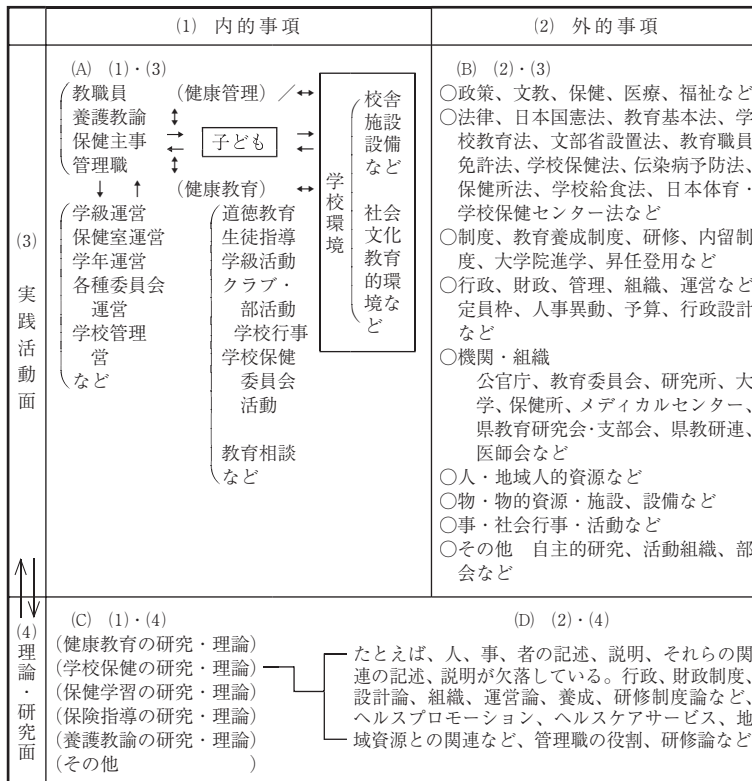
あるのは「条文改正、解説」、これに「従う」現場の実施・実際の「基準や手続き」の説明である。文部省のなす説明が、専門的知識、「理論化」とされている。

この種のものは「理論」ではない。

2) 「外的事項」の変革、改善の必要と内的事項との統合及びその部分・要素改善型運動の問題

このような行政側・「外的事項」(図 1 参照)の「条文」説明のあり方自体を問わないで「お上方式」のまま、学校保健をすすめるようとしても無理である。

現場の実践事実における問題や学校・教育におけるリアルな生活世界や社会システムからかなりのずれが生じているからであり、生じてくるからである。



- 注) ① この枠組みで学校保健の内容(専門書)をみると、内的事項はともかくとして、外的事項およびその関連の多くが欠落している。
- ② 学校保健の事象の「記述」と「説明」から「問題性認識」がなされなくてはならない。法制的解説、解釈や調査のデータの羅列であってはならない。
- ③ 問題性認識において要因、条件の位置、構造などをとらえ、対応、対策の方法、過程が考えられなくてはならない。
- ④ ①の例として、地域資源、行事との無関連は大きい。海外の研究成果、理論との関連が弱い。
- ⑤ (1)と(2)のいずれが大きい、関連されるべき外的事項がレンジの外にあることが少なくない。
- ⑥ (3)と(4)とのずれも小さくない。理論・研究対象の偏りであり、研究方法上の問題である。
- ⑦ (C)の学校保健・健康管理の内容は理論というより、法制的解説、法的根拠の提示や説明に終わるものが多い。これでは理論というわけにはいかない。
- ⑧ 外的事項の法制面でのパターンリズム、ジェンダー等の問題はヘルスプロモーションと関連づけて追究されなくてはならない。

図 1. 学校保健の問題構造と諸側面

「お上方式」は必ずしも文部行政側にだけあるのではない。「外的事項」としての学校保健活動・制度、内容の枠組にもあり、これが生身の「人」を縛り付けている。養護教諭や教職員である。

日本国の学校保健では法律も理論部も2領域で構成されている。先の表1の(2)、(3)、(4)の現実的状況や問題はこの「2領域」でカバーできるのであろうか。「デキナカッタカ」からこそ、伝染病発表時の対応は各地各所で「おたおた」「パニック」になったわけである。

確かに「健康管理」の内容の「端」に消毒はある。しかし、これだけで対応できるかである。この「消毒」の役割をO157の時にどのように機能したか、である。消毒という活動は、学校という制度枠の中による組織体の実働するには、養護教諭が一人で「おろおろ、オタオタ」「孤軍奮闘的動き」で実施しても全体としてはうまくいかない。「デキナイ」のである。

全教職員の協働、協調、統合的体勢である。これに学校保健関係の「三師」の関与、協力、支援である。

奇妙なことは日本国の学校保健の領域は「2領域」の他に文部省は「3領域」を示し、これを全国的に指示、指導してきている。この領域構成はカテゴリーミスであることは別に述べたがここでは触れない。

この領域構成と「伝染病の対応」を見るなら、「学校保健の組織構成」という第3の領域は、一体、現実的に何を実施・対応したのであろうか。

この基本的組織に「学校保健委員会」「地域学校保健委員会」がある。また、「児童・生徒の学校保健委員会」もある。

これらは、学校保健の目的領域のために活動することになっている。

しかし、その実際は「開店休業」ばかりであり、日常のルーチンの機能は殆ど果たしていない事実・歴史がある。

まして、偶発的事態への対応など論外となる。

しかし、論理的には「法的」に設定し行政的に指導しているからには、これが現実的に機能不在で形態化しているから無理であり、殆ど無効であることは基本的に問われてよい。

「内的事項」の関係者・役割担当者の「意欲、態度」とか「理解、認識、能力」「多忙性」等の問題の他に、「外的事項」・制度や理論が問われなくてはならない。

「外的事項」の変革や改善の動きは、内部者は論外として、外部の関係学会ですら、全くといってよいほど、問題意識、問題性認識を欠き「劣化・弱化」し「消失」している。

これでは動かない。しかし、現実が違う。インフォーマルな形で「相談」「協議」「連絡」等が管理職を中心として、続々と行われているのである、行われていたのである。

「校長と校医」による対応・処置の決定、「校長と教育委員会」との「相談、連絡、指示」による決定などである。

そして、具体的な「作業」の「手順」「方法」について学年主任、養護教諭、給食主任、保健主事への「指示」である。

「第2領域構造」や「第3領域構造」と実際の動き、「報告、相談、協議、連絡、確認」とのずれである。

それは学校給食、食事活動との密接な「関連、連絡」の現実である。確かにO157の場合は「主役」は厚生省系（厚生労働省）であり、保健所、学校給食関係員の動きである。つまり、O157発

生事態における新聞、マスコミ、関係専門誌、専門書の「記述」の内容は、主として学校給食系保健所系であって、学校保健としての養護教諭の姿・活動の事実は殆ど「見ること」「読みとること」は出来ない。

しかし、赤痢などの場合は違う。養護教諭や保健主事が主役であり、あったのである。これはどうしてか、である。

内容領域は先述の通り、2 領域であるが、インシデンタルな緊急の事態における対応は、2 領域でなくて、3 領域に動いているのである。しかも「学校保健の組織構成」の枠組をずれ、外的事項・保健所系・学校給食系主導で動いたのである。学校保健には保健活動とその管理運営がある。点検、評価もあれば、「人」の子ども、「モノ」「コト」への事後措置もある。さらに大きいのは健康教育がある。O157 の経験、情報等による学習は教科保健もあれば、保健指導に保健相談・助言、ヘルスカウンセリングもある。これらが如何に「あったのか」「なかったのか」全く「記述」も「説明」もない。

つまり、法制と現実のずれである。

しかも O-157 は特殊で 1 事例的な対象ではない。インシデンタルな事態としては一般的で普遍的な事態である。

従ってアメリカや CDC・Kolbe や WHO のように「学校給食＝食事領域」の「構造的統合」が必要になる。(図 2 参照)

むしろ、「学校給食食事生活」の領域だけが理論や制度とずれているかといえば、それだけではない。図 1 に示すように、感染によって病態が生じると、身体的病理的問題の悪化に伴って、他の問題が「結果」として生じてくる。「いじめ」「登校・登園の禁止、隔離」などである。「他者」や「社会」との関係で生ずる問題がなくとも、当人の「心理的精神的」問題がある。

病気、病態の「現在と今後」への「不安」「恐怖」である。

「いじめ」にしてもその対応が必要である。事実、その活動があった。「健康相談、助言、指導」と「健康教育」である。

この中の「健康相談」は、わが国の学校保健の場合、どこに、どのように位置しているのであろうか。先述した通り、法的にも「理論的」にも 2 領域である。「健康相談」は「健康管理」の中に入るのであろうか。健康教育の方に位置づけられるのであろうか。これでは「理論的」にも不整合、混乱、混淆である。健康相談は保健事業の中の 1 つである。Health Service であって、Health Management・Administration ではない。日本国の健康管理の「管理は管理」ではない、と繰り返して述べた。最近になって筑波大の野村⁷⁾ もそれを指摘しているが貴重なことである。

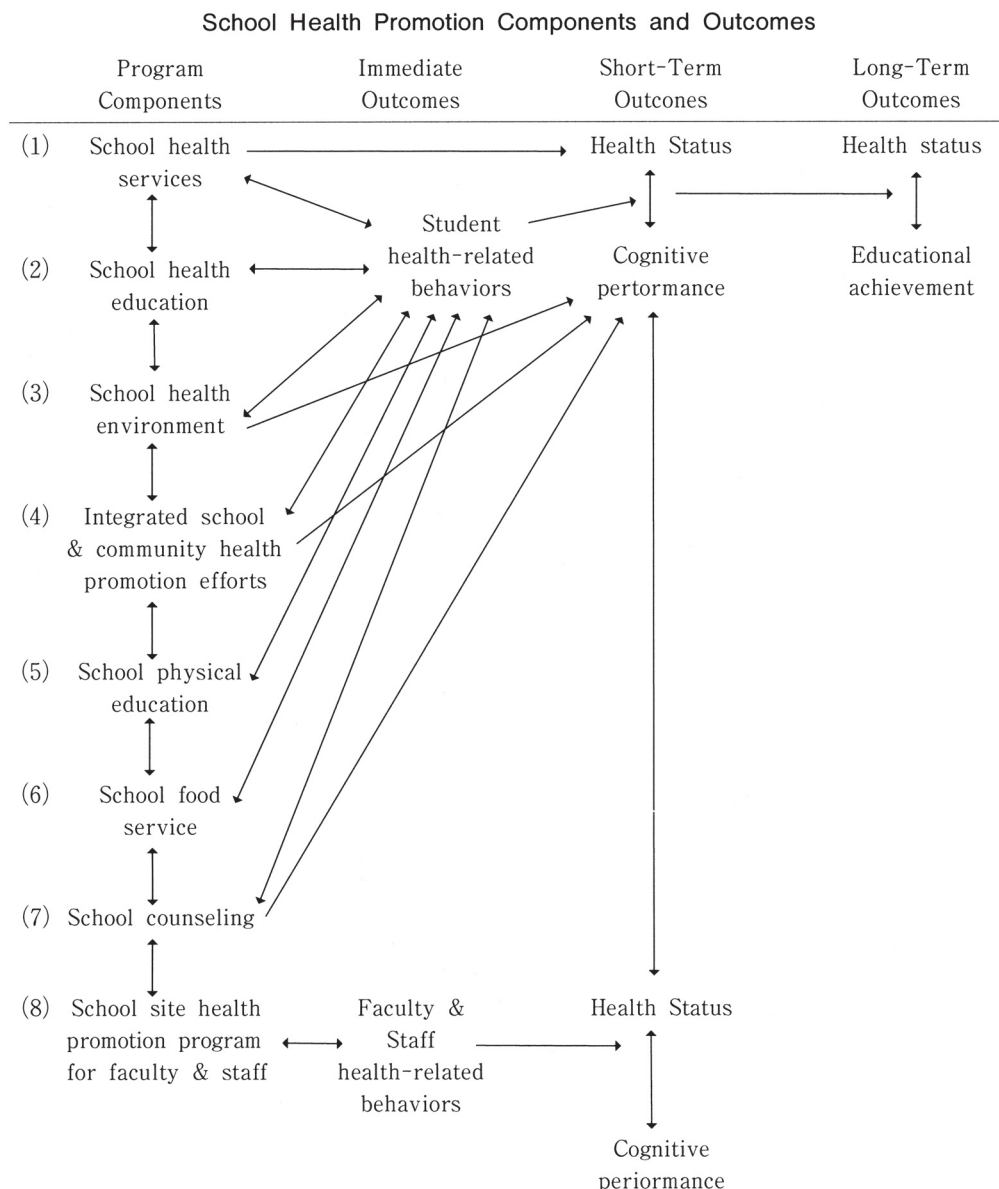
健康相談の「記号、概念、理論」等と健康管理のそれらとどのように関連、統合するのであろうか。

健康相談は、学校保健として実施される場合、「管理」の対象となるが、「健康管理」そのものではない。とすると、現場の活動はずれていることになる。

学校保健の理論は学校保健の現実を忠実に「記述」していないことになる。ここでも「保健事業」としての「保健管理」の領域だ Kolbe (図 2 参照) や CDC と同じように必要になるわけだ。

3 伝染病・赤痢発生と対応事例における教訓と学校保健理論化の必要

筆者らは I 県における 1992 年赤痢発生における対応・学校保健活動を調査し、いくつかの問題



Kolbe L.J: Increasing the impact of school health promotion programs: Emerging research perspectives. *Health Educ* 1986; 17 (5):47-52.

- 注) ① WHO も 8 領域を提示し、(4) School-communing Projects and Outreach (8)は health promotion for school personnel、(6)は nutrition and food safety、(5)には and recreation (7) mental health, and social supports などとなっている。
- ② 領域も 8 領域であり、内容も類似するものが多い、アメリカの古典的な 3 領域が時代の社会のニーズに応じて変っただけのことではない、WHO も 8 領域化したのである。
- ③ Cognitive performance のためには、Cognitive skill も重要なスキルである。(内山)

図2 Kolbe らの提唱した新しい 8 領域

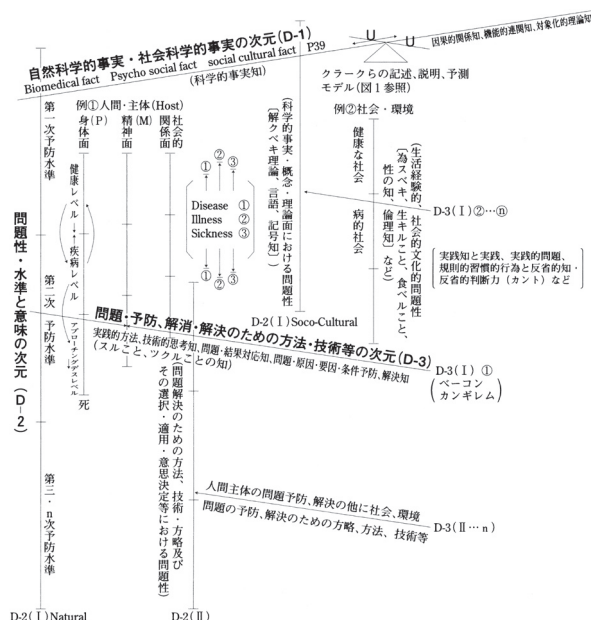
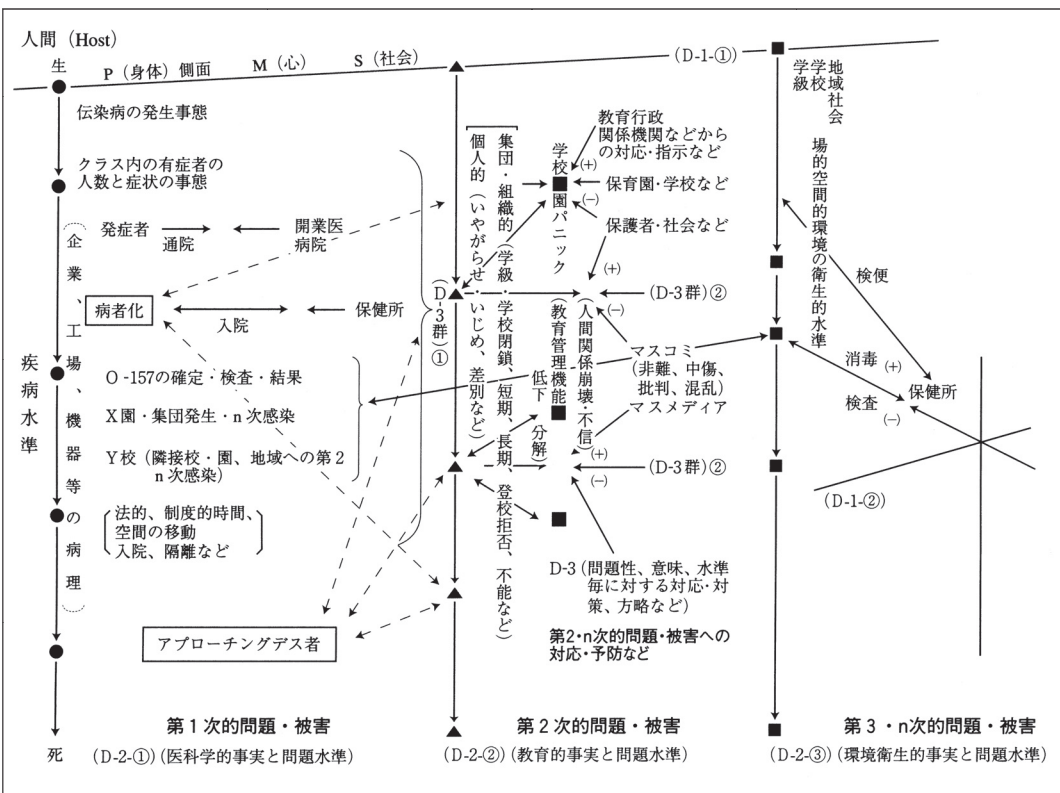


図3 環境教育内容・カリキュラムの三次元構造

- 注) ①環境教育カリキュラムの三次元構造における次元間の関係はD-1の科学的事実、概念、モデル・理論における問題性やこれらの関係する問題点をみる次元D-2がある。生命倫理、環境倫理の問題も、である。
- ②D-2次元はD-1に向けられるだけでなく、D-2の問題を解く、D-3次元の問題性等にも向けられる。
- ③つまり、解決のための方法、技術、方略の問題であると共に適用、選択、決定の問題でもある。
- ④従って、D-2次元は新たな問題に向けて「無限」に展開し、D-1、D-3との関係を発展させる。
- ⑤環境のD-1次元は自然科学の対象の事実だけではない、環境としての社会、文化的事実も、である。教育的環境は人間の成長、発達、健康、安全に密接に関係する。Health Ethics も、である。
- ⑥幼児教育では、そのため「環境作り」が強調され、保育原理となっている。これは「新参」の環境教育との「ずれ・不統合・不整合」でもある。
- ⑦高校保健学習における学習指導要領・教科書教材「環境と健康」は、かなり古い教材領域として現在に至っている。しかし、ここでの環境は全て自然環境に限定されている。中学校指導要領も同じである。これも環境のD-1次元やD-2、D-3次元との「ずれ」であり、科学的事実を反映しないことになる。日本学校保健学会（大阪学会）シンポジウム1996年、でもコメントした。社会、文化的环境が存在する限り、環境に関する倫理も、である。
- ⑧人間と環境における事実認識（D-1）がずれていたり偏っていたり、誤っていれば、問題の存在や所在、問題の性格、レベル、意味の認識、理解もずれたり、欠落したり、誤ったものとなる。環境倫理の欠落である。
- ⑨クラークらの健康モデル等、いずれのモデルからみても文部省の「環境教育指導資料」は「内容要素と構造」においてずれている。
- ⑩同じように図5の構造からみても文部省の「環境教育指導資料・1992年」は構造的にずれたものとなっている。古い山下の「教育的環境学」から学ぶべき点は少なくない。
- ⑪D-1次元だけあれば問題解決的、生活経験的学習との関係はうすい。D-3次元だけであれば、その場だけの対症療法的スキル、技術適用型になり、方法や方略、選択適用等の意思決定過程は軽くなる。同じようにD-2次元も単独的に存在しえない。D-1の事実認識が深く、科学的であればあるほど問題性や水準は明確になる。Health Ethics との関連である。
- ⑫自然環境力点型の環境教育カリキュラムに限定した場合は、その歴史性、地理性、国際性、比較文化性等の観点が必要である。わが国の山林、植物、動物、河川、湖など他国のそれらとの比較、点検、評価のための内容である。これらは殆ど欠落している。D-2の次元を欠いている。道徳、倫理の知と実践である。
- ⑬環境の問題、殊に自然環境の汚染、破壊等の問題では「スル」側と「サレル」側の関係で、また、「スル」側と「サレル」側が同一者であること、その関係が自然対人間の関係であること等から、救済、解決の面で社会的ディレンマとなることがある。
- ⑭更に、解決のための方略、方法（D-3次元）では、環境改善の政策、法制化、行政等の現実条件において環境汚染物・廃棄処理物等への対応・処理が社会的な不平等、不正、差別等をもたらしたことがある。例えば、レーガン政権によりマイノリティ・弱者集団地区での処理（人種差別）である。
- ⑮D-3の現実的な対策にはリスク「環境リスク」が伴う。それに対する社会的な不公正、差別等をどうするか、でHealth Ethics が必要になる。
- ⑯D-2の問題性、問題水準の次元には、④量的に、⑥質的に、大きな問題から小さな問題、重い問題から軽い問題まで存在する。さらに個人的、主観的問題から、社会、集团的、客観的、間主観的問題まであり、その全てに対応の倫理、道徳がある。
- ⑰それらは葛藤、対立、矛盾、ジレンマに関係するからである。大問題と小問題との混合、混同等はさらに新たな問題をうむ。
- ⑱保健教育カリキュラム、教材はこのD-2次元を欠いたまま長年、放置されている。

(内山：「環境教育カリキュラムの要素の構造…」茨女短大紀要 1999)



注) ①O-157 病原体を病因として、非単一要因の条件で発病・結果した病者は、生物医学的存在として社会、集団において容認、許容されることはない。

②存在は2肢体的、4肢体構造において意味をもつが、単純化して病者の存在は他者との関係・意味・メタファーの付与、生成をつくり出す。

③さらに単純化して病者であること、病者が他者共同空間、時間枠の中に存在すること（原因）が感染、発病、死後の不安、恐怖という結果・影響となって、弁証法展開網をつむぎ出す。

④社会的事実、文化的事実と問題性であ

⑤問題に対して対応・解決の方策・方法が組みこまれるが、これらは必ずしも適切、有効であるとは限らない。
そこで方略・方策上の新たな問題が生じてくる。

⑥その問題事実は対象化され、認識対象の事実となるから (D-1) 次元に移る・転換することになり、ここから、また、別の (D-2) 次元を生むことになる。

⑦図中の(D-1-②)はその関係を示したものである。(D-3)次元には、D-2の問題事態への対応で(+)もあれば(-)もあり、それが新たな次元構成を生み出すことになる。

⑧最近の風評被害論は必要であるが、これだけではない。構造的総合的でなくてはならない。

⑨ (D-2-①)を機器・技術製品の病理水準と置くとその対応、処理、管理等の(D-3-①)が必要になり、ここではまた、管理、運営等に関する人間関係・倫理等の問題(D-2-②)が生じ、さらに(D-3-②…⑨)へと展開する。

⑩ むろん、工場、機器の病理はそれが原因となって、作業員へ傷害・疫病をもたらすこともあるので、その対応は図6の原モデルに従うことになる。

図4 伝染病・O157 発生時における子どもの生物医学的事実次元と問題性・軸の変換・転換・交換推移、展開

点を分析、提示してきた。約 10 年前のことである。その主なものをまとめたのが以下の内容である。ここではその「教訓となるべき要点」を再度、いくつかあげておこう。

- ① 伝染病発生に際して、学校、幼稚園側に「情報が乱入」し、「マスコミ、父母、医療関係者等から対応」を迫られること。
- ② 関係者当局からの指示、相談、内容の「違い」が生じていること、そのため多くの混乱があった。保健所側と教育委員会側との差異。
- ③ 父母、保護者からの非難、要求、不満等の感情的な反応が起ること、出席停止、臨時休業、受験期、「今時、赤痢を出すようなキタナイ学校に子どもをやれない」等。
- ④ 情報の混乱時に「統一・統合」されたスポークスマンを欠くため、多様な情報が流出し、これがまた混乱を呼びおこした。「校長、保健主事、担任の応答等」。
- ⑤ 検便への対応、検査、提出、日程の混乱、不揃い、「代便、便秘、偽便」教育、指導の欠落、未整理、納得等。
- ⑥ 消毒への対応、実施、(過剰、頻度、量) 日程、学校活動との齟齬、混乱、情報、教育の不徹底と欠落。
- ⑦ 消毒薬の購入に関する過剰・使用不統一、同一地域にあり乍ら、「量」と「値」の不統一、「予算」措置の曖昧さで混乱、不満が生じた。
- ⑧ 校内の学校保健組織の「機能不全」「外部者入校直結」型、「組織的意思決定、過程」の欠落、「談合、独断型」
- ⑨ 校長会での「報告、相談、連絡、確認」等の不十分、不徹底、欠落、曖昧さなど。
- ⑩ 養護教諭間、部間の相談、連絡、保健婦、学校給食関係職員、との連絡、調整など、これは重要な情報源となるが、「タテ、ヨコ」の関係の不徹底、欠落。
- ⑪ 学校給食と衛生管理、学校保健活動の環境衛生管理の対象となるものであるが、養護教諭、学校薬剤師の関与は現実的に協同、協力、参加がばらばらになったり、拒否されたりした。これらは法・行政的には別枠であり、「人」「モノ」「コト」の関係が分離しているため大きな障害、混乱となった。現実には養護教諭の姿が軽くて薄い。関連、統合の意思決定と実践活動が求められる。
- ⑫ 学校保健委員の組織は存在しても日常的に継続的活動をしていないから、形式的となり、殆ど機能することはなかった。従って、学校給食保健との学校保健の現実的関連は薄く、「給食衛生」の方ばかりに焦点があてられた。日常的に両者の関連が、学校保健として統一される必要がある。アメリカの L. Kolbe や WHO の 8 領域が検討されてよい。
- ⑬ 学校保健活動として実働するキイパースンは養護教諭である。これに対して地域保健のフロントは保健婦である。「ヨコ」の関連が欠落し、ばらばらで続いている。「線引き」関連ではなく、日常的ルーチンとしての協同、関連が不可欠である。これらは個人間の人間関係による「ツナギ」だけでは足りない。不安定であり、系統性、一貫性や発展性に弱い、組織としてのシステムの関係である。Community based や家庭、企業・職場 based の保健活動との関連である。
- ⑭ 事態の「事中、事後、事前」の健康教育、殊に「いじめ」に対する指導等、分散、断片性、非一貫性、非系統性など。

4. O157 発生と現実の学校保健の事態・問題的状況

しかし乍ら、現行の制度枠や伝染病や食中毒に関する法律枠、そして学校と教育の枠組の中で学校保健は、O157 発生時にどのような状況、状態になっていたのでしょうか。

先述のように、赤痢等によって「教訓」は出されていたのである。むろん、行政的指示、指導の前に、学会・学界として、これらの「教訓」やこれに関わる「外的事項」の変革・改善の動きが問われてよい。「教訓」への無視であり、放置である。まして、「外的事項」の改善など論外である。「お上」に対して、「何をいうか」の姿勢である。当然の帰結である。今回の O157 の場合でも、その「教訓」は全く活用されておらず、失態の続出となった。専門書・テキスト・教育、研修の指導内容の問題である。

その状況を構造的に示したのが図3であり、さらに、感染者、子ども病態（結果）が健康・疾病の水準軸を移動することによって、新たな問題（身体的病理的問題から心理的教育的問題へ）を因果的展開を示したのが図4である。

感染、発症、感染経路、発病、病態、病原体等の医科学的事実は図3、4に示すように第1次元（D-1）である。感染者、発病者は、単なる肉体、身体（Physical Aspect）のみではない。病者主体として、他者、社会システム、文化等と関わりをもつ。この行動や生活の社会科学的事実も（D-1）の社会、文化的側面である。

学校保健はこの大別して2領域の事実に関して活動していることになる。

しかし、現実には主に身体的病理的事実に関わることが多い。

これらの事実に対して問題の性格・特性や水準がある。図（省略）の左端は身体的側面の医学的事実の水準を示したものである。

単純化するというなら、「病気の軽さ重さ」の状態によって、解決、改善の方法、方略が選択、決定、実施されることになる。これが第3次元（D-3）である。

5. O157 発生・問題と学校保健としての主な改善点

これまでの多くの伝染病や食中毒発生時の体験、活動の事実は、記述、分析説明され、概念化、理論化されて、学校保健としての予防や対応へ活かされなくてはならない。

その中の1つが先述の「赤痢発生時」の「教訓」である。

しかし、その後の O157 でもこれらは全く「無関係」であり、「オタオタ」と「パニック」の続出となった。それは何故かである。先導性、試行性、指導性、示範性となる理論的構築研究の欠落である。

理論面、専門書・教科書面の「ずれ」、「欠落」は論外としても、現実の行政、制度面は放置するわけにはいかない。これを提言としてまとめ、1996年時に研修会、研究会、学会等に機会あるごとに報告、説明をしたものが以下の内容である。主な内容は以下の通りである。

- 1) 学校保健のカリキュラムの領域構造の構成は、①「疫学の原理」②「予防の原理」③「コミュニケーションの理論」を最低限の理論枠⁸⁾として構成すること。内容、方法、技術、評価等も基本的な検討が必要である。
- 2) 学校保健の活動実践の領域は、最低限、①保健事業、②健康教育、③学校食事生活 ④地域保健の四領域構成とし、これらの統合関連事業に対して、(a)健康管理・Health management と(b)保健行政・Health Administration の「タテ」の関係を持ち、これらに Assessment と評価を行

うこと。既存枠の行政主導型の問題と再構成である。

- 3) 1) と 2) により、現行の「教科書・専門書」は全面改訂を画り、学校の「人」「モノ」「コト」の現実を忠実に反映した「記述」と「説明」で構成されること。概念、モデル、理論の徹底改善が必要である。
- 4) そのためには 3) の内容を充実するため「学校保健に関する研究・実践」を 1) と 2) の観点で追究し、成果の蓄積を図ること。
- 5) この理論枠で構成すると、O157 等のインシデンタルな事態は単に 1) の②の「予防の理論」の中の一つ①「伝染病の 3 原則」だけで現実の予防活動がなされることにならない。②クラークらの「5 段階モデルの予防理論⁸⁾」による構成である。また、筆者・内山のクラークらのモデル批判の「矢印の方向^{8) 9)}」の予防対応・対策の活動とは「逆方向」の病者・患者からの「矢印」の行動、生活のモデルで「二方面行・多方交流」型で③「予防の活動」が考えられなくてはならない。
このモデルは単に O157 だけが適応の対象になるものではない。エイズ、らい・ハンセン病者、精神障害者、高齢者・弱者の生活等も同様である。これから、「病原体・病因」の害の予防の他に②③病者の人格、人権、生活とその支持条件の侵害、収奪、差別、無視、手段化等の予防¹⁰⁾を計ること。
- 6) 5) の③の「モデル」を見ると病者と他者、医療者等の関係が生ずるので、1) の③「コミュニケーションの理論」の必要が導出される。保健、社会福祉などの再構成である。これらを欠いては「今流行り」の「インフォームドコンセント」は内容の浅い・形骸化した「看板、記号」となる。これらにより「病者と他者、組織の関係態」における病理の予防を図ること。エイズやサリドマイド児など言えば「行政害」の予防である。保健、看護、医療福祉論等の検討、改善、統合である。
- 7) 6) においては「情報」の管理、公開、保持、連絡、相談、報告、確認等が入るので、病者と健常者との「第 2 次・n 次感染の予防」を画ること。これらは管理者にも、重要なことである。エイズの悲惨な事例を教訓にしなければならない。
- 8) 7) は個人で私的に関係者、管理者等が行うことが多くみられたが、「学校保健の組織」では組織としての「意思決定」を明確にすること。組織的意思決定の手続きとスキル化。この理論で、単なる「連絡網レベル」の準備、活動では足りないことを理解すること。
- 9) 中央行政間の関係では主として「厚生行政」と「文部行政」との間の 7) を「専門職・専門的知識、技能の権力」関係の下に、両者の関係をおかないこと。
- 10) そのため「行政傘下」の委員会でも、両者の行政職だけの組織構成ではなく、公衆衛生学等、学校保健関係の専門家をメンバーとし、「自由な審議、自己批判、他者評価」を可能にすること、オンブズマン的機能の強化、充実。第三者点検、評価を組み入れること。
- 11) 9) と 10) でもって、「厚生行政」と「文部行政」諸機関の「ヨコの関係」を密にし、一方からの情報、指示が他方からのそれと矛盾しないように連絡、調整、確認すること、殊に「養護教諭、学校給食関係職員と保健婦、ソーシャルワーカー」等の共同研修、協議等である。
- 12) これにより情報、指示等の混乱、不整合がおさえられるから、「マスコミ攻勢」や「保護者」「社会」からの「要求、不満、中傷、批判」等に対して、学校側は「統一」した見解、主張を、地域や学校の個別的条件差を超えて「発信、報告、指導、相談」等を行うことができる。そのためには「単一」「特定のスポークスマン」を設定し、情報の混乱、乱入・乱流現象を予防することができる。

- 13) これらの基本的原理は、そのまま、学校内の「消毒」「検便」「モノ・薬品」等の購入、処理についても、「地域差」「学校差」の非合理性、非論理性を避けることが可能となる。
- 14) 学校給食衛生は、学校保健プログラムの要素として位置づける必要がある。
- 15) 学校保健には、健康教育の領域がある。「事前、事中、事後」の健康教育が保健指導だけに限定されることなく、低調・不振な教科保健も通してなされなければならない。そのことで保健事業の情報、事実は個別的生活事実として健康教育に活用されてよい。現状は殆んど無関連である。(資料-1、2、3参照・中村、内山他が日本学校保健学会等で発表したものの一部である)その他は省略。
- 本小論では、上記の13)の中主として「消毒」「検便」活動についてふれることにする。

6. 学校保健・Health Services としての消毒活動と認識

伝染病が発生したという情報・報告活動が入ると法的措置として、その対象物に対して「消毒」の処置が法的(根拠)権力のもとに実施される。その関係態を示したのが図4、5のD-3の「矢印」の関係である。

これは伝染病という病的事態が医学的・衛生学的に認知された状態においてなされるものであり、病態ではない健康状態においてなされることはない。

そこに存在するのは予防衛生的な日常的ルーチンとしての学校内の組織・主として養護教諭による「消毒・衛生」活動としての消毒である。(資料-3参照)

病態・発生時における消毒の対応とは異なるものである。従って、学校の内的な消毒活動に終わるものではない。厚生行政の一環として、各地域の「衛生・厚生部局」・保健所からの「外的」な消毒活動が実施されることになる。外部から「消毒」を目的として、「人」・保健所職員と「モノ」。消毒薬品、器具などが学校の内部に入ってくる。

これに対して学校側は内的に「受け入れ態勢」を整えておかないと「人」においても「モノ」においても「トラブル」が「コト」の中で生じてくる。

この条件が「理解、認識」されていないことが少なくない。一般教員の中には「学校保健法」や「食品衛生法」「伝染病予防法」などの関係法規の存在すら知らない者が少なくない。

さらに学年主任や教務主任クラスでも「内容」について全く認識していない者もいる。これを教頭、校長についてみると、新任者の中には、殆ど理解、認識していないものがいた。15年ほど前の教員研修会の際のI県での調査である。筆者・内山がその頃、付属中学の校長をしており、月例校長会に出席し、昼食の懇談会の中でも事例的に確かめられたものである。それは「赤痢」とか「食中毒」は全く偶発的事態などのため、これらについての「会話・指導・学習」は行われることはないが、「インフルエンザ」、「流行性角結膜炎」等については例年の行事的事態であり、「新任の校長」が「先輩の校長」に対してしばしば「発生時」の対応を「質問」することがある。「報告、連絡、相談」「学校保健管理活動」のタイミングであり、その内容や、方法についての質問である。

「インフルエンザが流行ってきたからといって慌てて保健所に報告することはない」と先輩校長。「少し様子を見ておき、養護教諭と保健主事からの各学年、クラスからの欠席状況やクラスの健康状態の報告、連絡をしっかりと取り、養護教諭に学校と学年、クラスの統計表を作らせるとよい」などと続く。これは優れた先輩校長の例である。「まともにやると保健所の方がうるさいからなあ、

資料－1 O157 発生事態における学校保健活動・養護教諭の健康教育など

1998 年調査

表 1 発生校別 保健指導の内容について

	発生校 n=24	非発生校 n=241
内容	校数 (%)	校数 (%)
手洗い・うがい	24 (100)	237 (98.3)
トイレの使い方	19 (79.2)	123 (51.0) **
下着・ハンカチの清潔	19 (79.2)	121 (50.2) **
うつり方	17 (70.8)	152 (63.1)
症状	17 (70.8)	145 (60.2)
二次感染	15 (62.5)	68 (28.2) ***
予防	22 (91.7)	160 (66.4) *
感染と保菌者	8 (33.3)	37 (15.4) *
公衆衛生的法規	3 (12.5)	7 (2.9) *
日本体育・学校保健センター	7 (29.2)	2 (0.8) ***
保健所、地域医療活動	3 (12.5)	4 (1.7) ***
食べ物の扱いについて	18 (75.0)	182 (75.5)
生活習慣	13 (54.2)	111 (46.1)
いじめ・差別	6 (25.0)	38 (15.8)
病者の心理	12 (50.0)	19 (7.9)
その他	0 (0.0)	7 (2.9)

表 4 養護教諭が行った保健指導

内容	校数 (%)
手洗い・うがい	n=262 196 (74.8)
トイレの使い方	n=143 83 (58.0)
下着・ハンカチの清潔	n=140 82 (58.5)
うつり方	n=170 113 (66.4)
症状	n=163 112 (68.7)
二次感染	n=84 54 (64.2)
予防	n=183 118 (64.4)
感染と保菌者	n=45 28 (62.2)
公衆衛生的法規	n=10 5 (50.0)
日本体育・学校保健センター	n=9 7 (77.7)
保健所、地域医療活動	n=7 1 (14.2)
食べ物の扱いについて	n=201 118 (57.7)
生活習慣	n=125 83 (66.4)
いじめ・差別	n=45 18 (40.0)
病者の心理	n=31 12 (38.7)
その他	n=7 4 (57.1)

表 2 発生校別 養護教諭が学校給食に関与したことについて

	発生校 n=8	非発生校 n=99	合 計 n=107
	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)
調理場の環境衛生	4 (50.0)	36 (36.4)	40 (37.4)
調理器具・用具の消毒	0 (0.0)	8 (8.1)	8 (7.5)
感染源の究明	1 (12.5)	3 (3.0)	4 (3.7)
学校給食従事者の健康観察	2 (25.0)	40 (40.1)	42 (39.3)
学校給食点検記録	1 (4.3)	24 (10.5)	25 (10.0)
その他	2 (25.0)	40 (40.4)	42 (39.3)

表 5 保健指導について

	個人指導	集団指導	個人・集団指導	合 計
校数 (%)	9 (3.5)	228 (88.4)	21 (8.1)	258 (100)

表 6 保健指導はいつ行われたか

	朝会	給食時	調理実習時	調理クラブ時	その他
校数 (%)	100 (49.0)	56 (27.5)	8 (3.9)	4 (2.0)	87 (42.6)

表 7 保健指導の方法

	保健だより	掲示物	資料作成	ビデオ・スライド	授業	その他
校数 (%)	227 (88.0)	172 (66.7)	89 (34.5)	19 (7.4)	21 (8.1)	46 (17.8)

表 3 発生校別 学校給食への関与について

	発生校 n=16	非発生校 n=181	合 計 n=197
	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)
関与したほうがよい	8 (50.0)	103 (56.9)	111 (56.3)
関与しなくてもよい	6 (37.5)	57 (31.5)	63 (32.0)
どちらとも言えない	2 (12.5)	21 (11.6)	23 (11.7)

注) ① O157 発生時に養護教諭は消毒活動に関与しただけではない。「事前」の日常的保健教育、指導の活動から「事中」「事後」の対応の中で健康教育に当たっていたのである。

② 表 2 に示すように学校給食の面でも多面的な関与がある。学校保健の理論は「記述」が事実忠実に反映されなくてはならない。

③ 健康教育、保健指導活動や学校給食の関与から見ても法、制度（学校保健法）とのずれは大きい。常任常勤の養護教諭の活動事実を反映した法や行政でなくてはならない。

(内山)

資料－２ O157 発生事態における学校保健活動・養護教諭の業務・検便

表１ 発生校別 検便調査の有無

	発生校 n=17	非発生校 n=40	合 計 n=57
	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)
あ り	17 (100)	34 (85.0)	51 (89.5)
な し	0 (0.0)	6 (15.0)	6 (10.5)

表２ 検便検査容器の配布方法 n=51

方 法	校数 (%)
学校で配布した	11 (21.6)
各家庭でまわり配布した	33 (64.7)
その他	7 (13.7)

表３ 検便検査の回数

回 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	不 明	合 計
校数 (%)	29 (74.4)	5 (12.8)	2 (5.1)	1 (2.6)	1 (2.6)	1 (2.6)	39 (100)

表４ 検便検査の対象者

n=57

対象者	児童・生徒	教職員	給食従事者	その他
校数 (%)	46 (80.7)	43 (75.4)	38 (66.7)	9 (15.8)

表５ 検便検査の回収方法

n=52

方 法	校数 (%)
学校で回収した	32 (61.5)
各家庭をまわり回収した	2 (3.8)
各家庭で保健所に持っていった	3 (5.8)
学校または保健所で回収した	12 (23.1)
その他	3 (5.8)

注) ①赤痢の場合と同様、検便の業務は重い。3の⑤に示したように「偽便」「便秘」等で拒否者も出てくる。これらの養護教諭の活動の事実は毎回、存在しているのに学校保健の調査研究も理論の方も「抜けたまま」になったものが専門書・テキストとして使用されている。同じように専門誌でも評価されることはない。

②表１～５のデータから分るように、検便に際して「事前、事中、事後」の養護教諭等の活動の事実は理論として「記述」「評価」「説明」されなくてはならない。

③養護教諭が学校保健の専門職として、これらの事態に「何を、どのようにしたか」「何ができなかったか」「それはどうしたか」「今後、どのようにすればよいのか」「学校保健としての組織的活動の問題は何か」等の評価は不可欠である。当時の専門誌、学会誌でもこれらについて言及、追求したものはない。

④検便の活動事実からみてもキイパーソンは養護教諭である。法、制度、行政の改善、改革が必要である。(内山)

資料－3 O157 発生事態における学校保健活動・養護教諭の業務・消毒

表1 地域別 校内消毒の有無

	発生地域 n=153	非発生地域 n=115	合 計 n=268
	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)
あり	130 (85.0)	77 (67.0)	207 (77.2)
なし	23 (15.0)	38 (33.0)	61 (22.8)

P < 0.005

表2 発生校別 消毒した場所 (複数回答)

	発生校 n=22	非発生校 n=186	合 計 n=208
	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)
トイレ	22 (100)	130 (69.9)	152 (73.1)
水飲み場	16 (72.7)	76 (40.9)	92 (44.2)
足洗い場	11 (50.0)	17 (9.1)	28 (13.5)
給食室	15 (68.2)	133 (71.5)	148 (71.2)
教室	19 (86.4)	38 (20.5)	57 (27.5)
廊下	11 (50.0)	17 (9.2)	28 (13.5)
調理実習室	11 (50.0)	50 (26.9)	61 (29.3)
その他	8 (36.4)	40 (40.4)	34 (16.4)

表3 発生校別 消毒薬や石鹸の選択者について

	発生校 n=20	非発生校 n=167	合 計 n=187
	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)
教育委員会	8 (40.0)	48 (28.7)	56 (29.9)
保健所	0 (0.0)	2 (1.2)	2 (1.1)
学校薬剤師	1 (5.0)	18 (10.8)	19 (10.2)
養護教諭	3 (15.0)	26 (15.6)	29 (15.5)
教育委員会と養護教諭	1 (5.0)	11 (6.6)	12 (6.4)
学校薬剤師と養護教諭	0 (0.0)	28 (16.8)	28 (15.0)
教育委員会と学校薬剤師	2 (10.0)	14 (8.4)	16 (8.6)
その他	5 (25.0)	20 (12.0)	25 (13.2)

表4 養護教諭が消毒を行った場所 (複数回答)

	トイレ n=152	水飲み場 n=92	足洗い場 n=28	給食室 n=148
	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)
教室	115 (81.0)	57 (40.1)	10 (7.0)	28 (19.7)
廊下	n=58	n=28	調理実習室 n=16	その他 n=34
校数 (%)	12 (8.5)	10 (7.0)	10 (7.0)	14 (9.9)

表5 発生地域別 手洗い用石鹸・消毒薬について

	発生校 n=116	非発生校 n=71	合 計 n=187
	校数 (%)	校数 (%)	校数 (%)
化粧石鹸	11 (9.5)	15 (21.1)	26 (13.9)
薬用石鹸	6 (5.2)	14 (19.7)	20 (10.7)
逆性石鹸液	8 (6.9)	7 (9.9)	15 (8.0)
化粧石鹸と逆性石鹸液	37 (31.9)	16 (22.5)	53 (28.3)
薬用石鹸と逆性石鹸液	25 (21.6)	6 (8.5)	31 (16.6)
消毒用アルコールとの併用	16 (13.8)	7 (9.8)	23 (12.4)
その他	13 (11.2)	6 (8.4)	19 (10.1)

表6 石鹸や消毒薬に関して養護教諭が行ったこと (複数回答)

	n=228
内 容	校数 (%)
消毒液・石鹸の注文	170 (13.9)
消毒液の希釈	132 (57.9)
各教室の消毒液・石鹸の補充	74 (32.5)
水飲み場の消毒液・石鹸の補充	163 (71.5)
トイレの消毒液・石鹸の補充	157 (68.9)
消毒液・石鹸の保管	189 (82.9)
その他	18 (7.9)

- 注) ①検便だけでなく消毒活動についても養護教諭の活動は重く大きい。だが学校保健の専門書は学校保健法の解説がいの内容となっていて、理論としての「記述」や「概念化」がなされていない。
- ②法の解説、解釈は学校保健活動事実の「記述」でも「説明」でもない。理論的研究が望まれる。
- ③同じように、学校保健法の改訂も必要である。
- ④消毒薬や石鹸の購入に当って種類の選択や使用の際の量と質の判断は必ずしも衛生的医学的判断だけでなされていない。しかも表3から分るように関係専門職の学校保健としての協議決定によるものは少ない。養護教諭が判断しても、購入の判定は別でなされ、しかも非医学的判断も含めてなされることがある。
- ⑤養護教諭養成機関・大学・大学院のテキストは、これらの事実を踏んで養護教諭は「何をしたか」「何をしなかったか」「それはどうしてか」「なすべきことは何か」「どのようにすべきであったか」等の内容についての「記述」と「説明」の内容化がなされなくてはならない。
- ⑥消毒や検便等の作業で消毒薬といった「モノ」の判断も専門職として養護教諭は重要な役割をもっている。一過的な大量・過剰な購入処理がなされたり、その逆もあったりした。非専門職・管理行政職による判断決定である。学校保健としての組織的決定の無視、排除等である。これらは緊急処置の際の事実判断 (D-1) と事実の意味、評価、問題性等の判断 (D-2)、その対応の判断 (D-3) についても、テキストの内容化が求められる。(内山)

資料－4 O157 発生事態における学校保健活動・養護教諭の業務・検使

中谷 14日の日曜日には各学校の校長以下教頭や主だった先生が学校に出勤し、保護者との連絡、電話の応対、地域回りをしてくれましたので、発症者の状況や入院者の状況がだんだんつかめるようになりました。

混乱とパニックのなかで、今、学校としては何をするかという的確な指示が教育委員会もなかなかできなかったため、学校現場から厳しい非難を受けました。ただ、各家庭にはできるだけ情報を入れるように努力しましたが、学校には2台しか電話がありませんでしたので、先生方には自宅にいったん帰っていただき、自宅から電話して子どもの様子をつかむことということもあったようです。

小澤 医療機関への不服も多かったですね。応対、待ち時間、診療内容など、こんなことでいいのかと。

中谷 待合室で点滴したり、痛みもきつく、見ていられない状況でしたが、一度に大勢の受診者が殺到した関係で仕方なかったともいえます。

小澤 それと指揮命令系統が難しいことです。例えば、泉北ニュータウンにある国立泉北病院にはたくさんの患者がいましたが、病棟を半分閉鎖しておりスペースはありましたが、受け入れられないということでした。

神木 それが難しい問題です。まず場所とベッドがあり、そしてきちんと対応できる医師、看護婦さんが必ず欲しい。そのうえに薬剤師です。医師と看護婦だけではだめで、薬に関しては薬剤師の役割は大きいです。

小澤 15日に大阪府の保健所長会会長の犬塚先生から電話が入り、小児科医を送ろうかと問い合わせがありましたが、そんなご好意も受け皿がないとどうしようもないわけです。

神木 ですから、医療チームとしての体制が必要ですね。

(公衆衛生、61(2) 1997)

中谷 今回の問題点の一つとしては命令系統がきちんとしていなかったことが上げられます。確かに、堺市のトップの組織として対策本部はできていましたが、行政機構上での縦割りの弊害がもろに出てきたということです。

その一つの例が、給食が原因で起こったのだから、教育委員会の責任だ、という言い方が盛んにされたことです。市の衛生部の上層部にはとくに縦割り指向が強かったように思いますね。現在は給食の再開のために、保護者の理解を求めている段階ですが、まだまだ十分な態勢になっていないことは残念です。

小沢 本部体制と出先機関との伝達指令が不十分でした。対策本部のあり方にも問題がありました。それに、報道関係への対処の仕方が非常にまずかったと思います。縦割り行政のマイナス面がもろに表面化したようにも思います。

ただ、今回の事件を契機に、保健所として各学校を訪問しました。また、調理施設にも再三監視指導ができるようになりました。縦割り行政の欠点を是正して保健所と学校の連携を密にして給食問題のみならず、学校保健全体にも相談に応じたいと思いますし、意見させていただきたいと考えています。

高鳥毛 対策本部の中に技術職として権限をもって責任ある立場の医師がいなかった点が、疾患対策という側面からみると、混乱の一つになったのではないかと思います。

それと、この疾患が食中毒なのか伝染病かということかというと、当初は厚生省からも食中毒担当の食品保健課が原因の究明ということで来ていましたし、実際には、公衆衛生審議会が開かれるまで、食中毒として進められてきた面が強かったわけですが、これが初動対策および2次感染者の予防での足並の乱れ、遅れの一つの要因ではなかったかと思います。そして、7月31日の公衆衛生審議会で伝染病予防法の特定伝染病の方向性が出されたわけですが、その後も、患者数が膨大であったこともあり、衛生部単独で対応できるものでもなかったし、教育委員会でも対応できるようなものでもなかったわけですね。

(公衆衛生、61(3) 1997)

注) ①混乱とパニック、的確な指示の欠如などは、本小論の3の①、②に相当するものであり、「バイキン探し」的研究だけでは足りないこと、研究成果が教訓になる方向でのアドボカシー等が必要になる。

②命令系統の雑な状態も、本小論の3の②④⑥⑨⑩のレコメンデーションに関係し、この面での研究が必要である。

(内山)

面倒なことにならないように控えめにした方がよいぞ」などというのものもある。中学校では2、3月は高校受験期である。子どもも保護者もピリピリしている。「学級閉鎖、学年閉鎖」等は3年生にとって大きな影響がでる。従って医学衛生学的判断だけでなされるわけではない。

小学校や幼稚園は中学校とは異なる。小学校の方は毎年のように実施され新聞紙上に目につく。幼稚園は「閉鎖」という事態が少ない。従って新聞記事になることは少ない。幼稚園の場合は保護者に直ちに「返してしまう」からである。このように「伝染病発生」時の学校保健としての対応は複雑であり、困難なことが多い。例えば、「閉鎖」で「家に帰った子」「閉鎖中の元気な子」「親不在・外勤中の子」は家の中で、地域社会で何をしているか、誰がケアし、指導しているか、出来るか、である。

しかし、上述したように、「学校保健」は教員養成課程では「必修」ではないから、基礎的知識も基本的概念も欠けたまま要職につくこともある。これが一つの要因になっている。むろん、これだけではない。「学校保健」が仮に、必修となってもそのカリキュラム、教科書、教材の内容の問題である。「記述・理論」が欠けているのである。また、管理、行政職の知識、認識不足も大きな問題であり、これは学校保健行政職の人事・異動・昇格等の問題でもある。さらに教員研修のあり方¹⁷⁾や登用試験の内容、あり方が問われなくてはならない。これについて筆者らが既に共同研究の成果として国に要請したが、そのままの状態が現状となっている。

7 学校保健の専門書・テキストの内容と伝染病発生時・突発事態における対応内容の欠落

これについてもこれまでに多くの報告、説明してきた。専門書としての学校保健テキストの分析である。それらは「バイオメデカルモデル」の枠の中にあって「伝染病予防の三原則」の原理に従って構成されていることである。

ここでは学校側の教員が「何」を「どのように」「組織的意志決定」をし、どのように、学校保健の活動を「協議、共働、支援」したらよいかわからない。

保健所側はこの場合、昔の伝統を引きずって学校側は「お迎え」となる。「一方的な指示、指令」が学校に向けられる。それらに対して準備のない、できていない学校側は「オロオロ」「オタオタ」したり、「パニック」になったりすることが少なくない。

校長と直接的な関係で「下」に降りてくる指示、指令、指導が少なくない。学校においてすべての場合でトップは校長である。そのため学校保健についても専門的識見、教養、力量、リーダーシップ^{17) 18)}が求められる。リーダーを支える側近としての養護教諭の存在と力量である。これらの場合、養護教諭や保健指導主事の役割や位置が不明になることが多い。養護教諭の活動よりも、学校給食関係職員との「協議」である。

学校保健の(人)(モノ)(コト)の事実は殆ど不在している。例えば堺市教育委員会のは「公衆衛生」誌の特集座談会で資料-4のごとく問題点が出されている。これらは筆者が古く赤痢の事例で指摘した問題の繰り返しではないか、概念化、理論化、法制化の「ずれ」と「後れ」である。

ここでは学校保健として活動していない。「養護教諭」の活動も学校保健「三師」との関係も「管理・行政職」「学年主任」「保健主事」「担任」との関係態も不明であり、ばらばらである。

「消毒」を学校という組織体ですとしたり、「方法」「過程」「手続き」まで認識、理解され、「協議、決定」によってなされていく。

学校保健の「人」は殆ど見えない存在となって、学校保健の「コト」である消毒が実施されている。これは一体、どうしたのか、である。専門書・テキスト・論文等に「記述」を欠いている。これがないから「説明」ができない。つまり、発生時の事態への対応として理論的基本的に何をしたらよいかわからないことになる。「その後」の活動で養護教諭は「保健教育」をした、という。果たして、これでよいのかである。

「消毒」や「学校伝染病」の保健指導をすれば、学校保健の活動になるのか、養護教諭の役割の遂行になるのか、である。

8 学校における O157 発生時の消毒作業と学校保健活動の関係及びマスコミ・情報とのずれ

これまでの新聞記事・情報には、いくつかの条件付きで「学校保健の活動事実」の存在との「ずれ」や「抜け」などがあったことがわかる。その①は記者の目が「学校保健活動」に対する観点を欠いていたため、養護教諭の活動の事実が何らかの形で存在していたが、記事にならなかったこと（資料－４）。②には目・観点があって、記事にしたが、上層部でそれらを削られたこと。③目・観点が存在し、現場を探してみたが、学校保健関係者の専門誌にあるように、学校保健としての「組織的意思決定」や「組織的活動」の事実がなかったこと、④新聞・雑誌情報レベルの活動の事実の記事だけではなく、学校保健関係の専門誌で O157 関係の報告、論文等にも、そのような養護教諭の学校保健としての活動事実の内容がなかったこと。⑤さらに、学校保健関係の学会誌レベルの論文、報告でも「バイキン探し」と「注意事項」の内容に偏っており、養護教諭の活動の記述が欠落していたこと、など、から、学校保健としての消毒の「組織的意思決定」「対応、方略等の組織的理論的活動」等¹⁹⁾は殆ど存在しなかったとみることができる。

ここで消毒に関する学校保健としての「活動」とは、医学的消毒の解説内容を養護教諭や関係者が個人的に実施することではない。

一般にはこの種のものが専門書、関係専門誌に記載され、それがどこでもなされているが、これだけを学校保健としての消毒活動としてさすものではない。

まして、インシデンタルな事態に、学校という公的機関が組織的決定や理論的活動を欠いたまま、個々の学校でばらばらに対応することはおかしいこととされなければならない。

その一つは消毒薬を学校保健関係者・養護教諭との関係における消毒活動の問題である。二つは、学校保健としての活動を規定する「人と人との関係」に関する活動の問題である。

専門書の方は医学的消毒の内容と方法に関するものが殆んどであり、消毒活動は解説書に従えば誰でも出来る内容になっている。ところが、これを学校という場で、学校教育の機能に応じた校舎、教室、トイレ、廊下等の空間で「何を」「どこ」に置き、「誰」が「どのように」消毒するのか、その消毒の実施過程のチェック・点検・管理は、どのようにするのかとなると問題は続出する。活動の事実が「記述」「説明」を欠いているのである。

確かに学校や地域の特性、それに学校種、子どもの発達段階等によって、対応は異なることになるが、それだからといって、ばらばらであり、また、消毒の過剰・消毒薬品の購入、配置、保存、管理、購入薬品種類、予算・支出金などとか、有効性、妥当性等からみると、おかしいものが少なくない。（資料－１、２、３、４）

「発生校」と「非発生校」「近接校」と「遠隔地域校」等の差は当然考慮されて「衛生学的基準」で

消毒の有効性 有用性が問われなくてはならないが、それらの現実には先の資料 1、2、3 からわかるように多種多用・ばらばらとなっている。個別性、独自性などがあるからには、最低限、衛生学的基準を踏んで、「学校保健的基準」でなされなくてはならない。ここでも学校保健としての研究、理論の方向と内容のずれを認識、自覚しなくてはならない。特にテキストとしての専門書の内容の記述的概念化、理論化の側面である。

そして、さらに法としての学校保健方の検討、改訂である。同じようなミス・失態の繰り返しが続く、内的事項だけでなく、外的事項の改善も必要である。

注) 本小論の原稿は 1997 年及び 1998 年に各 1 編用意されたものであるが、執筆要項の枠で遅れ、1 編化して今回のものとなった。従って論文中の表記がずれているものがある。例えば文部省(文科省)、1 年(7 年)などである。

参考・引用文献

- 1) 内山源他：伝染病・赤痢発生時における学校保健としての対応と問題点、茨城大学教育実践研究 14、P99 - 115、1995
- 2) 内山源他：偶発的な学校伝染病・赤痢発生事態における学校保健活動・対応の状況と問題点、茨城大学教育研究所紀要 No. 24、P191 - 200、1992
- 3) 西川武志：腸管出血性大腸菌 O-157 感染症の臨床的特徴及び予防について、学校保健研究 38(5)、P413 - 419、1996
- 4) 文部省：病原性大腸菌 O-157 対策についての文部省の対応、スポーツと健康 28(9)P29 - 39、1996
- 5) 内山源他：保育保健の構造と問題点の改善 - O-157・医学・医事的解説枠を超えて - 茨城女子短大紀要 No. 25、P1 - 25、1998
- 6) 内山源 「保育のための小児保健ハンドブック」きょうせい 1998
- 7) 野村良和：学校保健理論に関する研究(I)(II) 筑波大学体育科学系紀要 8、P217 - 225、1985 及び 14、P147 - 154、1991
- 8) 内山源、江口・内山編「健康障害とその予防」P235 - 280、ぎょうせい、1982
- 9) Wavel & Clark : Preventive Medicine for the Doctor in his Community P27 - 30、MacGraw-Hill、1965
- 10) 内山源：エイズ教育カリキュラム・教材の構造的分析和問題点 茨城大学教育実践研究 12 号、1993
- 11) 内山源：健康教育としての AIDS 教育内容・構造の問題点、茨城大学教育実践研究、15 号、1996
- 12) L . Green et al : Health Education Planning、P132 - 135、Mayfield Pub Co. 1980
- 13) 内山源他：「公衆組生学」P21 - 86、家政教育社、1999
- 14) H Fabrega : Disease and Social Behavior MIT、1974
- 15) ASHA : Guideline for the School Nurse in the School、ASHA、1974
- 16) 多田羅浩三他：座談会、堺市における病原性大腸菌 O157 の発生とその対応 2、公衆衛生 61(3) 1997
- 17) 森 美喜夫他：学校保健活動に関する先行調査研究の成果の検討と学校保健評価の観点、教育医学、P300 - 308、42(4)、1997
- 18) 内山 源他：学校保健活動の現状とその水準及び成立要因との関連に関する養護教諭対象の調査研究、茨城大学教育学部紀要、46、P68 - 86、1999
- 19) J Gabe et al : The Sociology of the Health Service Routledge、1991

執 筆 者（執筆順）

小 野 孝 尚（教授・日本近代文学・近現代詩）

内 山 源（教授・健康教育、保育保健）

中 村 朋 子（茨城大学教育学部教育保健学科）

茨城女子短期大学紀要 第31集

平成 16 年 3 月 31 日 発行©

編集者 茨城女子短期大学紀要委員会

発行者 額 賀 良 一

発 行 茨城女子短期大学
茨城県那珂郡那珂町東木倉 960-2

印 刷 ワタヒキ印刷(株)
水戸市城東 1-5-21
Tel. 029-221-4381

BULLETIN OF IBARAKI WOMEN'S JUNIOR COLLEGE

No.31 (2004)

< CONTENTS >

1. **Kosho ONO ;**
A Study of Masataka Iijima 1
2. **Gen UCHIYAMA, Tomoko NAKAMURA ;**
Assessment of School Health Care Teacher's Activities
for O157 Prevention Approaches (1)

PUBLISHED

by

Ibaraki Women's Junior College

IBARAKI